



# クラブアツセンブリー

2011～2012年度  
(平成23～24年度)

年次計画  
(2011～2012年度)

年次報告  
(2010～2011年度)



Reach Within to Embrace Humanity

こころの中を見つめよう  
博愛を広げるために

2011～2012年度 国際ロータリーのテーマ

2011～2012年度 クラブテーマ

「ロータリーを学ぼう！そしてロータリーを楽しもう！」



会長 小山田 吉治

幹事 高良 次男

国際ロータリー第2730地区  
鹿児島サザンウインドロータリークラブ

例会場 鹿児島東急イン TEL 090-5295-2736 FAX 099-251-5290

ホームページ <http://www.ri2730.org/southern/>

Eメール [kswrc@po5.synapse.ne.jp](mailto:kswrc@po5.synapse.ne.jp)

# 目 次

ロータリーの綱領・四つのテスト	1
ロータリークラブの誕生と成長	2
国際ロータリー会長・テーマ	3～5
第2730地区ガバナープロフィール・挨拶	6～7
鹿児島サザンウインドロータリークラブの紹介	8
クラブ概況	9～11
歴代会長・理事・役員・委員長	12～14
理事・役員・委員会構成表	15
会長挨拶・幹事挨拶・会長エレクト挨拶	16～17
年間活動計画	18～24
年間スケジュール	25～27
年間予算	28～29
2010～2011年度年間活動報告	30～41
2010～2011年度決算報告・財産目録・会計監査報告	42～45
鹿児島サザンウインドロータリークラブ定款	46～54
鹿児島サザンウインドロータリークラブ細則	55～63
鹿児島サザンウインドロータリークラブ慶弔規定	64
鹿児島サザンウインドロータリークラブ特別会計運用規定	65
鹿児島サザンウインドロータリークラブ基金運用規定	66
職業分類表（充填・未充填一覧表）	69～73
会員名簿	74～75



# ロータリーの綱領

## Object of Rotary

### 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業及び専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

## Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

FIRST. The development of acquaintance as an opportunity for service;

SECOND. High ethical standards in business and professions; the recognition of the worthiness of all useful occupations; and the dignifying of each Rotarian's occupation as an opportunity to serve society;

THIRD. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life;

FOURTH. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

### 四つのテスト

THE FOUR-WAY TEST

言行はこれに照らしてから

Of the things we think, say or do

- 1 真実かどうか  
Is it the TRUTH?
- 2 みんなに公平か  
Is it FAIR to all concerned?
- 3 好意と友情を深めるか  
Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIPS?
- 4 みんなのためになるか どうか  
Will it be BENEFICIAL to all concerned?



ロータリー創始者  
ポールP. ハリス

米 国  
(シカゴRC)  
(1868～1947)

### ■ロータリーの誕生とその成長

今から106年前の1905年、当時経済恐慌で人心は荒れすさんでいたアメリカ社会、特にシカゴの状態を変えた青年弁護士ポールP.ハリスが、3人の友人と語り、2月23日第1回の会合を開いたのがロータリークラブの誕生である。ロータリーとは会員が持ち回りで順番に集会を開いたことから名付けられた。このクラブはその後着実に成長し、1910年に国内に、16クラブ、さらに国境を超えてカナダ・英国へと発展し、1922年より国際ロータリーとよばれるようになった。現在168カ国と531地区に広がり、クラブ数33,790、会員総数1,234,527人(2009年6月30日RI公式発表)を擁する世界的規模まで成長した。

### ■日本のロータリー

わが国のロータリークラブは1920年(大正9)10月20日、当時、三井銀行の重役であった米山梅吉氏が、初めて東京にこれを創立したのが始まりで、翌1921年4月1日、世界で855番目のクラブとして加盟承認された。その後第二次世界大戦のため、一時国際ロータリーから脱会するのをやむなきに至ったこともあったが、その間もよくロータリーの精神を堅持して会合に努め、その神髄と組織を維持しつづけた。戦後国際復帰の努力が実り1949年国際ロータリーに復帰するや、目覚ましい発展を遂げ、現在では北は北海道、南は沖縄まで、クラブ数2,301、会員数90,569人(2011年4月末)に達し、なおすべての都市、すべての町にその理想の翼を広げる努力が続けられている。

## ■RI会長



### カルヤン・バネルジー

2011-12年度国際ロータリー会長  
2001-05年度ロータリー財団管理委員  
2008-09年度ロータリアン行動グループ委員会委員長  
1995-97年度国際ロータリー理事  
1980-81年度地区ガバナー

カルヤン・バネルジー氏は、Uniphos Agro Industries Limitedの国内最大の農薬メーカーであるUnited Phosphorus Limited社の理事、ならびに同社バングラデシュ支社の会長を務めています。1942年、インドのカルカッタで生まれたバネルジー氏は、インド工科大学カラグプル校で化学工学を専門に学び、1964年に卒業しました。現在はインド最大規模の工業都市であるグジャラート州のバピに居住し、これまでに保健と教育の分野におけるインフラ整備に深く関与して発展に大きく貢献してきました。

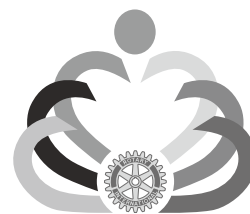
1972年にバピ・ロータリー・クラブ会員となって以来、ロータリーのありとあらゆるレベルで活躍してきました。1975年に同クラブの会長となり、1980年には地区ガバナーを務めました。

1995年には国際ロータリーの理事に選出され、国際レベルで活躍し始めました。1997年に貧困および飢餓緩和グループでゼネラル・コーディネーターに任命され、2001年にはロータリー財団の管理委員を務めました。その後、インターナショナル・ポリオ・プラス委員会委員（2008-09）、東南アジア・ポリオ・プラス委員会委員長（2009-10）、アフリカ支援委員会委員（2009-10）、リーダーシップ教育・研修委員会委員（2009-10）、インド恒久基金委員会委員（2008-09）、子供の死亡率低下強調委員会委員（2008-09）などに加え、その他さまざまな委員会を通じて経験を積んできました。

バネルジー氏はまた、アメリカ化学会（American Chemical Society）やインド化学工学会（Indian Institute of Chemical Engineers）で活躍し、ヴィシュヴァ・バーラティ大学では評議員を務めています。また、バピ工業協会（Vapi Industries Association）の会長を2回、インド産業同盟（Confederation of Indian Industry）のグジャラート支部長を務めた経歴もあります。さらに、ジャイ研究財団（Jai Research Foundation）とロータリー人道賞基金（Rotary Awards for Humanity Trust）などの団体の管理委員を務めています。

配偶者のピノタ夫人は活発に社会活動を行っており、夫妻には2人のお子さんと4人のお孫さんがいます。

## こころの中を見つめよう 博愛を広げるために



こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

RI会長 カルヤン・バネルジー

2011-12年度には、まず自分自身を見つめ直すこと、すなわち「こころの中を見つめよう、博愛を広げるために」のテーマを実践していただきたいというのが、ロータリアンの皆さまへの私からのお願いです。深く自己を省みることによって、人類が皆、同じ夢、同じ希望、同じ願望、同じ問題を分かち合っていることを、理解していただきたいのです。誰であろうと、どこに住んでいようと、私たちはそれぞれ、同じように平和と、充足を願い、充実した毎日を送りたいと望んでいます。人に何かを与えようとするなら、まず自分自身にそれを与えることです。なぜなら、自らが抱く望みを理解せずして、人々の望みを理解することはできないからです。

全世界で平和について語る前に、まずは自分から始め、その後で外に目を向ける必要があります。心に平和を見出してこそ、家の中に平和をもたらし、家族に平和をもたらし、そして地域社会に平和をもたらすことができるのです。同様に、全世界で平和を築こうとする前に、まず自分の家庭で平和を築き、全世界で友情と寛容の心を育もうとする前に、まず自分の周りの人々に対してそれを実践しなければなりません。言い換えれば、心が平和であれば、家庭が平和になり、この平和をほかの人々と分かち合うことができるということです。愛する人、大切な人と一緒にいることに喜びと満足を感じるように、私たちは、他者を大切にすることができるのです。

自分が強くなれば、共に生きる人々や家族も強くなります。そして、強い家族を土台として、前進していくことができるのです。うちに強さを秘めた人々が協力すれば、人類にもより良く奉仕することができます。これこそ、私たちがロータリーで行っていることです。

今年度は、ロータリーの奉仕において3つの強調事項に力を注いでいきたいと思えます。第一に、強い家族を築くこと、第二に、私たちが一番得意とすることを継続していくこと、最後に、変える必要があることは変えるということです。

年度の第一の強調事項は、「家族」です。万事は家族から始まります。私たちが行う奉仕すべて、また世界で成し遂げたいと望むことすべての出発点は、家族にあります。そして、あらゆる家族の中心を成しているのが、母と子です。ここから始めてこそ、人々の生活や地域社会全体を通じて、世界をより良くしていくことができるのです。

第二の強調事項は、「継続」です。私たちが得意とすることは何かを知り、それを継続しながら次のレベルへと高めていくことです。私たちは皆、ロータリーの奉仕で成功を取ってきました。これらの成功を土台に、今後もさらに多くの人々に手を差し伸べていくことができるでしょう。ですから、きれいで安全な水の提供、疾病の予防、識字力の普及、新世代のための活動や新世代との協力、平和への努力といった活動を、これからも続けていかなければなりません。

同時に、改善できること、変えるべきことがあることを、私たちは知っています。こうした事実を勇気をもって見据え、変えるべきことは何かを見定め、必要な変化をもたらしていくために行動していかなければなりません。

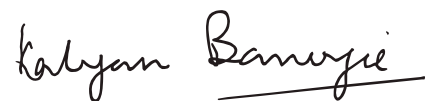
マハトマ・ガンジーはかつて次のように述べました。

「世界の変化を望むなら、あなた自身がその変化にならなければならない」。ロータリーにおいては、私たちは、友情と親善を分かち合い、あらゆる人々の真の価値を見極めるために、倫理的に、誠実に生きようと努力しています。ロータリアンは並みのことには満足しません。なぜならロータリーは非凡な組織であり、ロータリアンは類まれな人々だからです。私たちが自分自身を高めることによって、世界を高めようとする取り組みのは、このためなのです。

私たちは皆、ロータリーを通じて世界を変えたいと望んでいます。ロータリアンとなる理由は、まさにこれに尽きるのではないのでしょうか。幸せと健康と平和にあふれた世界をつくることができる、過去よりも明るい未来を築くことができると、私たちは信じています。理想主義者である私たちは、ロータリーの奉仕を通じてこの理想を実現しているのです。

2011-12年度の第三の強調事項を「変化」としたのは、このためです。世界に望んでいる変化に、まず私たち自身になることです。平和を望むなら、家庭に、地域社会に、自分自身の生活に平和をもたらすことから始めるのです。ポリオやほかの病気を世界からなくし、環境破壊に歯止めをかけ、子どもの死亡率を減らし、識字率を高め、飢えを減らしたいと望むなら、自分自身がこの変化の担い手とならなければなりません。それには、まず自分の中にこそ変化を起こすことの必要性を認識しなければならないのです。

「こころの中を見つめよう、博愛を広げるために」。平和、調和、そして友情の精神の中で変化をもたらし、すべての人々のために、さらに喜びある世界を築いていこうではありませんか。



2011-12年度国際ロータリー会長  
カルヤン・バネルジー



# 2011～2012年度国際ロータリー第2730地区(宮崎・鹿児島)ガバナー紹介

## 《プロフィール》

氏名 長峯 基 (ながみね もとい)  
生年月日 昭和16年2月11日  
自宅住所 宮崎県都城市妻ヶ丘町48-12  
連絡先 TEL：23-8680 FAX：23-8695  
携帯：090-4377-7742  
E-mail：motoi.nagamine@cpost.plala.or.jp



## 略歴・職歴等

主な学歴	昭和40年	福岡大学薬学部卒業・薬剤師
主な職歴	昭和40年	山之内製薬株式会社 入社
	昭和44年7月	同社 退社
	昭和44年7月	宮崎県職員採用 延岡・都城保健所勤務
	昭和49年9月	宮崎県職員 退職
	昭和47年3月	学校法人長峯学園さくら幼稚園副理事長就任
	昭和53年2月	株式会社基ファーマシー創設 代表取締役社長就任
	昭和54年4月	宮崎県議会議員 当選 4期連続当選
	平成 2年4月	宮崎県議会副議長就任
	平成 7年4月	宮崎県議会議員 退任
	平成 9年7月	参議院議員 宮崎選挙区 当選
	平成11年10月	総理府総括政務次官就任 (現内閣府副大臣)
	平成12年4月	総理府総括政務次官退任 日本薬剤師連盟相談役 学校法人長峯学園さくら幼稚園理事長 株式会社基ファーマシー取締役会長 福岡大学薬学部非常勤講師

現在に至る

## ロータリー歴

入会日	都城ロータリークラブ	昭和51年(1976年)10月7日
職業分類	幼稚園	
役員歴	2009-10	クラブ副会長・クラブ奉仕委員長
	2010-11	クラブ会長
	ロータリー財団	マルチプル・ポール・ハリス・フェロー
	米山奨学会	第3回 米山功労者 マルチプル

## 地区目標について

RI第2730地区ガバナー  
長峯 基

ロータリーの活動の基本は綱領に示されており、有益な企業活動の基本として奉仕の理念を奨励し育成することにある。国際ロータリーでは7項目の長期目標を掲げているが、当地区でも今年度は地区運営の基本方針を定め、5年間の長期計画と具体的目標を掲げた10のプランを立てて活動中である。この10のプランの各目標については、特に異論はない。

### 地区長期計画(10のプラン)と具体的目標

10のプラン	2009年		2013年
1 クラブ拡大	64クラブ	→	69クラブ
2 小規模クラブの解消	20人以下8クラブ	→	20人以下0クラブ
3 1/1,000人のロータリアン	2488人	→	2800人
4 例会重視:出席率	85%	→	95%
5 研修の充実	大方のクラブ	→	全クラブ
6 女性会員	4%	→	15%
7 インターアクト・クラブ ローターアクト・クラブ	全国4位 全国2位	→	全国1位 全国1位
8 WCS	?	→	分区で1件
9 ロータリー財団 米山記念奨学会	全国下位	→	全国平均
10 RI会長賞参加	少数のクラブ	→	半分以上のクラブ

## 若年層の会員

クラブは、元ローターアクター、研究グループ交換参加者などのRIとロータリー財団のプログラム学友を含め、会員資格を備えた若い人々を探し出すことの重要性を常に念頭に置くべきである。クラブは、現在その数を増しつつある、事業と専門職の分野で責任ある地位に就く若い人々の、ロータリー入会への関心を高める方策を実施すべきである。

クラブは、年齢35歳未満の会員の会費と入会金を免除することができる。さらに、クラブがこの年齢層の新会員のために地区会費を負担するか、地区協議会あるいは地区大会での決定により、地区がこの年齢層の新会員の地区人頭賦課金を減額することができる(ロータリー章典5.040.2.)

(「2010年手続き要覧」より抜粋)

# 鹿児島サザンウインドロータリークラブの紹介

鹿児島市内に男女参画型の新しいロータリークラブが誕生しました!!

国家百年の計は教育にあり、といわれます。政治・経済・文化あるいは、その時代時代におけるあらゆる社会風俗・現象の深淺は畢竟教育に帰結します。初代文部大臣・森有禮(鹿児島市春日町出身)の生誕150年、新生日本の教育基本法・学校教育法制定50周年の記念すべき時です。

近代日本の夜明けはまさに南から始まりました。そして南風はいつも新鮮で暖かい文化をもたらしてきました。

「SOUTHERN WIND ROTARY CLUB」は必ずや教育文化の旗頭として世界を席捲することでしょう。新しいクラブの名称は、このように南から新しい暖かいロータリーの風を起こそうとの意気込みを持って準備例会<1997年2月27日(木)>において、満場一致で決定されました。

そして4月3日(木)に創立総会を開催し、「鹿児島サザンウインドロータリークラブ」が発足しました。直ちに国際ロータリーに加盟申請を行い4月9日に国際ロータリーより加盟認証の通知をいただき、鹿児島市内10番目のクラブとして1997年6月26日、鹿児島サンロイヤルホテルに於て38名のチャーターメンバーに対し国際ロータリー加盟認証伝達式が行われました。これにより鹿児島サザンウインドロータリークラブは、国際ロータリーの正式な一員として活動のスタートを切りました。(鹿児島サザンウインドロータリークラブ設立趣意書より抜粋)



鹿児島サザンウインドロータリークラブは

- ① 「ロータリーの心」を学び、「ロータリーの活動」への積極参加を通して「奉仕の心の実践」と職業倫理の高揚につとめます。
- ② 「STAY YOUNG」をモットーに常に、新しい男女会員を増やし、親睦を深め、共に語り合い、学び合う交流を通して、 presteege の高い、文化の香りが充満するクラブにしていきます。
- ③ 当ロータリークラブでは、女性会員の入会を積極的に大歓迎しています。男性が築いたハード型社会から、女性を良きパートナーとできるソフト型社会への転換、明るい豊かな地域社会の具現化が必要な今日、女性会員の存在は絶対に欠かせません。
- ④ 地球環境問題や地域の文化活動への支援をしていきます。
- ⑤ 会員相互の I T 化を進め、グローバルネットワーク社会に相応したクラブ活動をめざしています。

2011-2012年度 鹿児島サザンウインドロータリークラブテーマ

「ロータリーを学ぼう! そしてロータリーを楽しもう!」

## クラブ概況

(平成23年7月現在)

1. 創 立 年 月 日	平成9年4月3日
2. 承 認 年 月 日	平成9年4月9日(地区内において61番目)
3. チ ャ ー タ ー ナ イ ト	平成9年6月26日
4. 創 立 当 時 の R I 会 長	ルイス・ピセンテ・ジアイ
5. 創 立 当 時 の ガ バ ナ ー	海江田 順三郎
6. ス ポ ン サ ー ク ラ ブ	鹿児島城西ロータリークラブ
7. チ ャ ー タ ー メ ン バ ー	38名(現在15名在籍)
8. 友 好 ク ラ ブ	宮崎東ロータリークラブ ケンクーンロータリークラブ(タイ・コンケン市)
9. 提唱ロータリー地域社会共同隊	RCCサザンフレンズ(2006年6月29日結成)
10. 区 域	鹿児島市
11. 事 務 所	鹿児島東急イン Tm090-5295-2736 Fax251-5290
12. 例 会 日	毎週木曜日 12時30分～13時30分
13. 例 会 場	鹿児島東急イン
14. 会 長	小山田吉治
15. 幹 事	高良次男
16. 会 員 数	正会員 49名 (男性40名 女性9名)
17. 前 年 度 の 入 退 会 者 数	入会者 5名 退会者 6名
18. 年 齢	平均57.33才 最高72才 最低36才 70代2名 60代 20名 50代 22名 40代3名 30代2名
19. 前 年 度 出 席 率	86.20%
20. 入 会 金	30.000円
21. 年 会 費	200.000円
22. ビ ジ タ ー 会 費	2.000円
23. 会 報	毎週週報を発行
24. ロ ー タ リ ア ン 誌	1部
25. ク ラ ブ 協 議 会	7回予定
26. ロ ー タ リ ー 夜 間 大 学	4回予定
27. インフォーマルミーティング	2回予定
28. 理 事 会	定例……毎月第2週例会日 臨時……必要に応じ随時
29. 委 員 長 会 議	2回予定
30. R I 会 長 賞 受 賞	2004～2005年度(池田会長) 2005～2006年度(岩田会長) 2007～2008年度(永田会長) 2008～2009年度(右田会長)
31. 米 山 記 念 奨 学 会 表 彰	
・ 第 1 回 米 山 功 労 ク ラ ブ	2004～2005年度
・ 第 2 回 米 山 功 労 ク ラ ブ	2008～2009年度
・ ク ラ ブ 創 立 記 念 特 別 寄 附	2005～2006年度 2009～2010年度 2010～2011年度

平成	西暦	ガバナー	会長	幹事
8～9	1996～1997	海江田 順三郎	赤塚 晴彦	押井 啓一
9～10	1997～1998	函師 鎮雄	赤塚 晴彦	押井 啓一
10～11	1998～1999	鮫島 哲也	川路 宏 赤塚 晴彦	福石 堅郎
11～12	1999～2000	井ノ上 繁	押井 啓一	久保 眞介
12～13	2000～2001	安満 良明	川原 篤雄	松田 泉
13～14	2001～2002	大淵 達郎	西 孝一	中村 勝年
14～15	2002～2003	海江田 卓	高良 次男	新井 秀一郎
15～16	2003～2004	吉松 成人	福石 堅郎	下前 建二
16～17	2004～2005	三木 靖	池田 耕夫	小山田 吉治
17～18	2005～2006	菊地 平	岩田 政大	庄司 教克
18～19	2006～2007	富永 国俊	平 恵子	小針 宣夫
19～20	2007～2008	田村 智英	永田 優治	市川 孝栄
20～21	2008～2009	安満 良明	右田 省二	国師 博久
21～22	2009～2010	秦 喜八郎	松田 泉	井川 良仁
22～23	2010～2011	伊藤 学而	前田 正幸	佐藤 俊一
23～24	2011～2012	長峯 基	小山田 吉治	高良 次男

平成	西暦	6月末日会員数	6月末日現在平均年齢	平均出席率
8～9	1996～1997	38	46.84	99.54
9～10	1997～1998	45	46.60	92.68
10～11	1998～1999	48	46.43	83.85
11～12	1999～2000	45	47.93	84.28
12～13	2000～2001	47	49.91	81.33
13～14	2001～2002	47	50.45	80.29
14～15	2002～2003	45	51.10	73.72
15～16	2003～2004	40	52.55	83.41
16～17	2004～2005	39	53.92	84.12
17～18	2005～2006	40	54.68	88.74
18～19	2006～2007	43	55.88	83.79
19～20	2007～2008	52	54.98	85.07
20～21	2008～2009	56	56.19	83.37
21～22	2009～2010	50	57.21	83.30
22～23	2010～2011	49	57.33	86.20

●歴代ガバナー補佐 川原 篤雄(2005～2006)

●マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

赤塚晴彦・川原篤雄・押井啓一・西孝一・高良次男・福石堅郎・(市川孝栄)・池田耕夫・(平恵子)・松田泉・百崎隆子  
永田優治

●ポール・ハリス・フェロー

(上之園三男)・(市川孝栄)・川原篤雄・赤塚晴彦・(津曲幸二郎)・松田泉・(久保眞介)・西孝一・押井啓一・  
(鮫島将夫)・(田村剛)・(平恵子)・百崎隆子・福石堅郎・池田耕夫・岩田政大・高良次男・永田優治・下前建二・  
庄司教克・国師博久・野元博志・(梶秀一郎)・重久哲也・横山武博・井川良仁・小林千鶴・高岡茂・小山田吉治・  
松下和裕・右田省二・濱田一郎・井岡松司・久保山芳昭・前田正幸・夏迫文男・藤崎克己・日高恒彦・[押井順子]・  
[平ミサ]・[川原千代子]・[西和子][百崎文弘]

●ベネファクター

赤塚晴彦・押井啓一・川原篤雄・西孝一・高良次男・福石堅郎・池田耕夫・岩田政大・(平恵子)・永田優治・  
右田省二・松田泉・前田正幸

●米山功労者

池田耕夫(第5回マルチプル)・(平恵子)(第3回マルチプル)・川原篤雄・福石堅郎・(小針宣夫)・西孝一・  
(梶秀一郎)・右田省二・永田優治・高良次男

●準米山功労者

赤塚晴彦・日高恒彦・久保山芳昭・松田泉・百崎隆子・野元博志・押井啓一・濱田一郎・国師博久・前田正幸・南幸弘

SWRC歴代役員・理事・委員長

H23.7月作成

	役職	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		H9.4/3~H9.6/30	H9.7/1~H10.6/30	H10.7/1~H11.6/30	H11.7/1~H12.6/30	H12.7/1~H13.6/30	H13.7/1~H14.6/30	H14.7/1~H15.6/30
役員・理事	会長	赤塚晴彦	赤塚晴彦	川路 宏 赤塚晴彦	押井啓一	川原篤雄	西 孝一	高良次男
	会長エレクト	川路 宏	川路 宏	押井啓一	川原篤雄	西 孝一	高良次男	福石堅郎
	副会長			押井啓一	鮫島将夫 松田泉	西孝一 高良次男	福石堅郎 久保眞介	池田耕夫
	幹事	押井啓一	押井啓一	福石堅郎	久保眞介	松田 泉	中村勝年	新井秀一郎
	副幹事	福石堅郎	福石堅郎	川原篤雄	庄司教克	野元博志	近藤浩之	下前建二
	会計	田中俊郎	田中俊郎	鮫島将夫	小林千鶴	庄司教克	小林千鶴	永田優治
	S A A	川原篤雄	川原篤雄	久保眞介	高良次男	市川孝栄	遠矢正文	小山田吉治
	直前会長				赤塚晴彦	押井啓一	川原篤雄	西 孝一
委員 長	理事	岩田政大 高良次男 津曲幸二郎 永田建二	岩田政大 高良次男 津曲幸二郎 下前建二	池山明芳 横山武博 津曲幸二郎 上之園三男 野元博志 松田 泉	高岡 茂 遠矢正文 西 孝一 染川千和子 永田優治 田村 剛	福石堅郎 井川良仁 中村勝年 宇都恵洋 下前建二 種子田敦子	梶秀一郎 有川和男 市川孝栄 折田晃一	百崎隆子 野元博志 岩田政大 平 恵子 松田 泉 中村勝年
	副会計			小林千鶴	福石堅郎	久保眞介	池田耕夫	小林千鶴
	副S A A	庄司教克	庄司教克	高良次男	井川良仁 中村卓三	遠矢正文 小山田吉治	下前建二	梶秀一郎 夏迫文男
	クラブ奉仕	川路 宏	川路 宏	押井啓一	川原篤雄	鮫島将夫	高良次男	福石堅郎
	会員増強	青木和博	野元博志	庄司教克	岩田政大	折田晃一	赤塚晴彦	平 恵子
	職業分類	高島憲一	高島憲一	永田優治	永田優治	永田優治	赤塚晴彦	平 恵子
	出席	久保眞介	久保眞介	田村 剛	坂元和也→佐川	国師博久	岩田政大	種子田敦子
	プログラム	池山明芳	池山明芳	上之園三男	川畑和則	下前建二	永田優治	松田 泉
	親睦	福石堅郎	福石堅郎	市川孝栄	池田耕夫	種子田敦子	折田晃一	有川和男
	会報・雑誌	永田優治	永田優治	重久哲也	染川千和子	有川和男	松田 泉	井川良仁
	広報	佐多宏之	東條新一郎	川野通仁	有川和男	近藤浩之	松田 泉	井川良仁
	R 情報	西 孝一	西 孝一	西 孝一	赤塚晴彦	押井啓一	川原篤雄	西 孝一
会員選考	有川 満	有川 満	野元博志	池田耕治	佐川 功	重久哲也	重久哲也	
職業奉仕	岩田政大	岩田政大	池山明芳	高岡 茂	近藤浩之	梶秀一郎	百崎隆子	
社会奉仕	高良次男	高良次男	横山武博	遠矢正文	井川良仁	有川和男	野元博志	
新世代	永田建二	下前建二	下前建二	梶秀一郎	宇都恵洋	新井秀一郎	国師博久	
国際奉仕	津曲幸二郎	津曲幸二郎	津曲幸二郎	西 孝一	中村勝年	市川孝栄	岩田政大	
R 財団・米山	山之口一郎	上之園三男	松田 泉	田村 剛	川畑和則	野元博志	中村勝年	
米山								
家族								

	役職	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	役職	13年度
		H15.7/1~H16.6/30	H16.7/1~H17.6/30	H17.7/1~H18.6/30	H18.7/1~H19.6/30	H19.7/1~H20.6/30		H20.7/1~H21.6/30
役員・理事	会長	福石堅郎	池田耕夫	岩田政大	平 恵子	永田優治	会長	右田省二
	会長エレクト	池田耕夫	岩田政大	平 恵子	永田優治	右田省二	会長エレクト (兼副会長)	松田泉
	副会長	岩田政大 永田優治 野元博志	前田正幸 重久哲也	前田正幸 重久哲也	右田省二	松田泉		
	幹事	下前建二	小山田吉治	庄司教克	小針宣夫	市川孝栄	幹事	国師博久
	副幹事	小山田吉治	庄司教克	小針宣夫	市川孝栄	国師博久	副幹事兼会計	井川良仁
	会計	新井秀一郎	下前建二	右田省二	椿秀一郎	野元博志		
	S A A	平 恵子	井川良仁	松田 泉	国師博久	藤崎克己	S A A	佐藤俊一
	直前会長	高良次男	福石堅郎	池田耕夫	岩田政大	平 恵子	直前会長	平恵子
	理事	前田正幸 庄司教克 重久哲也 濱田一郎 右田省二 椿秀一郎	国師博久 前田正幸 小針宣夫 市川孝栄 野元博志 新井秀一郎	井川良仁 下前建二 日高恒彦 小山田吉治 新井秀一郎 横山武博	小山田吉治 赤塚晴彦 川原篤雄 市川孝栄 夏迫文男 庄司教克	庄司教克 重久哲也 川原篤雄 小山田吉治 下前建二 佐藤俊一	理事	藤崎克己 平田宗興 井岡松司 石塚義一 川原篤雄 前田正幸
	副会計	椿秀一郎	右田省二	小山田吉治	松下和裕	押井啓一		
副S A A	井川良仁 押井 啓一	庄司教克 野元博志	国師博久	藤崎克己	佐藤俊一	副S A A	赤塚晴彦 重久哲也	
委員長	クラブ奉仕	池田耕夫	岩田政大	平 恵子	永田優治	右田省二	クラブ奉仕	松田泉
	会員増強	右田省二	市川孝栄	夏迫文男	前田正幸	西孝一	会員増強維持	石塚義一
	職業分類	右田省二	市川孝栄	夏迫文男	前田正幸	西孝一		
	出席	松田 泉	西 孝一	近藤浩之	小林千鶴	森妙子	例会運営	平田宗興
	プログラム	岩田政大	野元博志	新井秀一郎	西孝一	小山田吉治		
	親睦	濱田一郎	新井秀一郎	小山田吉治	庄司教克	井川良仁	親睦活動	藤崎克己
	会報・雑誌	国師博久	高良次男	藤崎克己	下前建二	石塚義一	会報・広報	井岡松司
	広報	高岡 茂	平 恵子	野元博志	佐藤俊一	横山武博		
	R情報	高良次男	福石堅郎	池田耕夫	岩田政大	平恵子	会員選考・研修	岩田政大
	会員選考	赤塚晴彦	川原篤雄	西 孝一	久保山芳昭	福石堅郎		
	職業奉仕	前田正幸	国師博久	井川良仁	小山田吉治	庄司教克	職業奉仕	前田正幸
							奉仕プロジェクト	平恵子
	社会奉仕	庄司教克	前田正幸	下前建二	赤塚晴彦	重久哲也	RCC・新世代	中村聡
	新世代	松下和裕	濱田一郎	横山武博	井川良仁	久保山芳昭	地域・国際奉仕	川原篤雄
	国際奉仕	重久哲也	小針宣夫	日高恒彦	川原篤雄	川原篤雄		
R財団・米山	椿秀一郎	松田 泉	国師博久	松田泉	松田圭治郎	R財団・米山	横山武博	
米山	井岡松司	椿秀一郎	三輪秀樹	池田耕夫	濱田一郎			
家族	小山田吉治	夏迫文男						



役職	14年度	役職	15年度	役職	16年度
	H21.7/1~H22.6/30		H22.7/1~H23.6/30		H23.7/1~H24.6/30
会長	松田泉	会長	前田正幸	会長	小山田吉治
会長エレクト (兼副会長)	前田正幸	会長エレクト (兼副会長)	小山田吉治	会長エレクト (兼副会長)	野元博志
幹事	井川良仁	幹事	佐藤俊一	幹事	高良次男
会計(兼副幹事)	佐藤俊一	会計(兼副幹事)	高良次男	会計(兼副幹事)	赤塚晴彦
S A A	赤塚晴彦	S A A	川原篤雄	S A A	柳橋國博
直前会長	右田省二	直前会長	松田泉	直前会長	前田正幸
理事	濱田一郎 椿秀一郎 小山田吉治 松田圭治郎 下前建二 庄司教克	理事	井岡松司 国師博久 松藤いずみ 森迫直子 夏迫文男 重久哲也 田中応征	理事	岩田政大 井川良仁 松下和裕 前田由紀子 押井啓一 下前建二 庄司教克
副S A A	川原篤雄 国師博久	副S A A	森山隆治 柳橋國博	副S A A	松藤いずみ 森迫直子
クラブ奉仕	前田正幸	クラブ奉仕	小山田吉治	クラブ奉仕	野元博志
増強・分類	下前建二	会員増強維持・分類	重久哲也	会員増強維持・分類	押井啓一
出席	夏迫文男	出席	松藤いずみ	出席	森山隆治
プログラム	池田耕夫	プログラム	永田優治	プログラム	井川良仁
フェローシップ	岩田政大	フェローシップ	夏迫文男	親睦	庄司教克
会報・広報	松田圭治郎	会報・広報	森迫直子	会報・広報	前田由紀子
研修・選考	右田省二	会員選考・研修	松田泉	会員選考・研修	前田正幸
職業奉仕	濱田一郎	職業奉仕	田中応征	職業奉仕	下前建二
奉仕プロジェクト	椿秀一郎				
社会奉仕	椿秀一郎	社会奉仕・新世代奉仕	国師博久	社会奉仕	松下和裕
RCC・新世代	野元博志			新世代奉仕	濱田一郎
国際奉仕	小山田吉治	国際奉仕	井岡松司	国際奉仕	岩田政大
R財団・米山	庄司教克	ロータリー財団	森妙子	ロータリー財団	松田泉
		米山記念奨学会	石塚義一	米山記念奨学会	森妙子

# 理事・役員・委員会構成

(2011～2012年度)

	(役 員)		(理 事)
会 長	小山田吉治	岩田政大	
会長エレクト(兼副会長)	野元博志	井川良仁	
幹 事	高良次男	松下和裕	
会計(兼副幹事)	赤塚晴彦	前田由紀子	
S . A . A	柳橋國博	押井啓一	
直 前 会 長	前田正幸	下前建二	
		庄司教克	

## 委員会組織表

委員会	委員長	副委員長	委員
<b>A クラブ奉仕</b>	野元博志		
①会員増強維持・分類	押井啓一	右田省二	赤塚晴彦・福石堅郎 西 孝一
②出席	森山隆治	佐藤俊一	小林千鶴
③プログラム	井川良仁	横山武博	永田優治
④フェロースhip	庄司教克	小川ちえみ	大徳 修・平田雅士 松藤いずみ・森迫直子 下瀬宣幸・楠美信泰 吉時真也
⑤会報・広報	前田由紀子	藤崎克巳	久保山芳昭・重久哲也
⑥会員選考・研修	前田正幸	池田耕夫	夏迫文男
<b>B 職業奉仕</b>	下前建二	川原篤雄	高岡 茂
<b>C 社会奉仕</b>	松下和裕	国師博久	平田宗興・南 幸弘
①新世代奉仕	濱田一郎	松田圭治郎	本木順也
<b>D 国際奉仕</b>	岩田政大	梅木安子	日高恒彦・井岡松司 百崎隆子
①ロータリー財団	松田 泉	田中応征	
②米山記念奨学会	森 妙子	平田雅士	

## 第2730地区 地区委員

フェロースhip小委員会	委 員	松田 泉
G S E小委員会	委 員	赤塚晴彦

監査(有資格者)	小林千鶴
テーブルマスター	(会員選考・研修) 前田正幸
宮崎東RC対応	(幹事、クラブ奉仕) 高良次男・野元博志
ケンケンRC(タイ)対応	(国際奉仕委員会) 岩田政大
サザンウインドアンサンブル	(親睦) 庄司教克
副S . A . A	森迫直子 松藤いずみ
記録	(会報・広報) 前田由紀子
CLP委員会	小山田吉治(委員長) 野元博志(副委員長) 高良次男・赤塚晴彦・永田優治

## 会 長 挨拶



会長 小山田 吉治

鹿児島サザンウインドロータリークラブ、第16代会長に就任させていただくことに、感謝申し上げますとともに、皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

「こころの中を見つめよう 博愛を広げるために」

今年度のR Iテーマです。カルヤン・バネルジーR I会長は、「何かを成し遂げようと思うなら、ありとあらゆる知恵を振り絞らなければなりません。それには、まず自分自身の内側から始めるしかないのです」そして、「自らを発見し、潜在的な力を引き出し、迷わず、ひるむことなく、『出でて奉仕し』、世界で博愛を広げて下さい」とR Iテーマについて述べています。世界中のクラブが、このテーマを例会場に掲げ、一年間の活動の指針として行動するのです。

鹿児島サザンウインドロータリークラブテーマ

『ロータリーを学ぼう！ そしてロータリーを楽しもう！』

1.鹿児島サザンウインドロータリークラブは、今年度創立15周年を迎えます。人間で言えば中学二年生、その時代といえど立志式のことを思い出しますが、ちょうど大人と子供の間ぐらいでしたので、気兼ねなく将来の夢を思い描いていたような気がします。そう考えると、15周年は、我々のクラブの将来の姿を語り合う、いい節目の年になるのではないのでしょうか。

皆さんと共に、クラブの15周年を祝い、将来の夢を語る一年に出来ればと思います。

2.今年度のクラブ活動の軸足は例会に、を基本方針とし、会員がどのような例会を望んでいるのか、何を期待しているのか、何を学ぶのかなど常に意識し、楽しく価値ある時間の創造を目指します。

年46回の例会のうち、合同例会や家族例会を含めて6回を夜間例会とし、懇親会を行います。その企画運営は親睦委員会及びクラブ奉仕委員会で担当します。その他に、ロータリー月間に合わせて、9つの委員会で担当する例会も考えています。

3.会員増強維持は、クラブ活性化の尺度とも言われます。今年度は会員数55名を目標に、8月と11月にゲストデー例会を計画しています。

皆さんの友人知人を多く例会に招いて下さい。

4.ロータリーの基本は「親睦」と「奉仕」と言われています。

ロータリーの「親睦」は、業種や経営規模そして年齢などに関係なく、対等の友人と知り合う機会を持つことであり、「奉仕」は、社会生活や職業を通して、奉仕という意識を自分の中に持つことと思います。

ロータリアンとして、ロータリー活動に参加することが、「親睦」と「奉仕」の実践になると考えています。

5.ロータリアンの三大義務である、「会費の納入」「例会出席」「ロータリー雑誌(ロータリーの友)の購読」を継続して習慣化できれば、貴方のロータリーライフはきっと楽しいものになるでしょう。

このような思いで、今年度のクラブテーマを決めさせて頂きました。

ロータリーを楽しむためには、ロータリーを学ばなければなりません。

まさに例会の入り口に掲げられている「入りて学び 出でて奉仕せよ」の言葉どおりです。

## 幹 事 挨 拶



幹 事 高良 次男

私高良は、2011～2012年度は幹事役でロータリーライフを楽しみます。どうか1年間宜しく御願致します。幹事の役割はクラブが効果的に機能するよう援助することだそうです。それにはみなさんとの緊密な連絡が取れることです。幹事瓦版を発行して一早くロータリーの情報が伝達されるよう努めます。また会員の皆様を理解できるよう、家庭や職場訪問をする予定です。その際は協力お願いします。家庭集会も計画しますので是非参加ください。

## 会長エレクト挨拶



会長エレクト 野元 博志

2011～12年度の会長エレクトを仰せつかりました。  
平成9年6月チャーターメンバーの末席に加えて頂き15年目を迎えようとしていますが、まだまだ勉強不足の感が否めません。只、私個人としてはロータリーは感じるものと思い、参加出来る会合には出来るだけ多く出席するようになってきました。今ではロータリーは私の仕事や生活の支えとしてなくてはならないものとなっています。

本年度は「こころの中を見つめよう 博愛を広げるために」のテーマの下、会員の皆さまと共にロータリーの親睦について学び、奉仕の心を培い実践をしていきたいと思ひます。

次年度は会長という大役を担う事になりますが、さらなる学びを通してロータリーについての理解を深めサザンウインドロータリークラブの為に貢献できるように精進してまいります。

会員の皆さま、一年間よろしく御願致します。

2011～2012年度

## 年間活動計画

### クラブ奉仕 委員会

委員長：野元博志

委員：クラブ奉仕委員会に属する6委員会の委員長

#### ◆基本方針

RIのテーマ「こころの中を見つめよう、博愛を広げるために」の下に、クラブ奉仕に関わる各委員会が連携を持ち、親睦を深めながら事業計画を達成できるように取り組んでいく。

#### ◆本年度の計画

1. クラブ奉仕委員会に属する6委員会の委員長会議を開催(年2回)する
2. クラブ奉仕委員会に属する各委員会会議に参加し、事業計画の達成について支援をする
3. 地区事業・クラブ事業への積極的参加を推進する
4. 15周年記念事業の提案と実施への協力

### 会員増強維持・分類 委員会

委員長：押井啓一

副委員長：右田省二

委員：赤塚晴彦・福石堅郎・西 孝一

#### ◆基本方針

会員数55名体制を目指す。  
会員全員の協力で、1人1会員の紹介をお願いする。

#### ◆本年度の計画

1. 例会にゲストデーを企画実施する(8月25日・11月24日)
2. 友人・知人を例会に招き、ロータリーの広報と将来の会員候補者を育てる。
3. 15周年記念事業の提案と実施への協力

## 出席 委員会

委員長：森山隆治

副委員長：佐藤俊一

委員：小林千鶴

### ◆基本方針

例会出席率 87%を目指し、案内・連絡の徹底に努めます。

### ◆本年度の計画

1. 例会の出欠を確実に把握できるよう努める。
2. 欠席者には、メーキャップの案内を行う。
3. 連続欠席者のフォローアップに努める。
4. ガバナー公式訪問日を 100%出席例会とし、その達成に努める。
5. 15 周年記念事業の提案と実施への協力

## プログラム 委員会

委員長：井川良仁

副委員長：横山武博

委員：永田優治

### ◆基本方針

会員の相互の理解を得ながら、飽きのこない楽しい例会になるように努める。

ロータリアンとしての知識・見識・品格が、例会を通じて向上するようなプログラム創りに努める。

### ◆本年度の計画

1. 会員の相互理解を深める為の会員卓話の実施（月1回程度）
2. 会員の知識、見識を高める為の外部卓話の実施（月1回程度）
3. 早めのプログラム調整による円滑な計画の作成
4. 15周年記念事業の提案と実施への協力

## 親睦 委員会

委員長：庄司教克

副委員長：小川ちえみ

委員：大徳 修、平田雅士、松藤いずみ、森迫直子、下瀬宣幸、楠美信泰、吉時真也

### ◆基本方針

例会に参加し、大いに学び友情を深めましょう。

### ◆本年度の計画

1. 例会活動は、30分前に集合し出席者をお迎えする。
2. 県外ビジター来訪時は、SAAと連携しご案内する。
3. 家族会、親睦旅行などにさらに友情を深める親睦活動を展開する。
4. 同好会活動を支援する。
5. 夜間例会が親睦の場となるよう努める
6. 15 周年記念事業の提案と実施への協力

## 会報・広報 委員会

委員長：前田由紀子

副委員長：藤崎克巳

委員：久保山 芳昭・重久哲也

### ◆基本方針

1. クラブホームページ の充実。
2. ロータリーに関する情報を会員、また地域の方々に広く発信。
3. 週報を通し、全会員に活動状況、及び情報を的確に伝達。

### ◆本年度の計画

1. クラブホームページに「例会日程、理事会、委員会、の予定」を掲載する。
2. 「ロータリーの友」「ガバナー月信」へ積極的に投稿する。
3. ロータリークラブを理解する芽を広げるために、メディア等への広報方法を工夫し、積極的に発信する。
4. 週報の一層の充実を図る。
5. 15周年記念事業の提案と実施への協力

## 会員選考・研修 委員会

委員長：前田正幸

副委員長：池田耕夫

委員：夏迫文男

### ◆基本方針

(会員選考)

会員に推薦された候補者に対し、ロータリアンとして善良な成人で職業を代表し、地域においての人格を見極め、ロータリークラブ入会の適性を理事会に報告する。

(研修)

ロータリー大学では強化月間に合わせて内容を考慮し、ロータリーの知識と理解を深められ様な情報を提供する。

### ◆本年度の計画

1. ロータリー大学の開催 年5回(9月・11月・1月・4月・6月)
2. 会員候補に対してはロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供する。
3. 新入会員のオリエンテーションを実施する。
4. 各種大会への参加を会員に奨励する。
5. 15周年記念事業の提案と実施への協力

## 職業奉仕 委員会

委員長：下前建二

副委員長：川原篤雄

委員：高岡 茂

### ◆基本方針

職業奉仕の理念をクラブ全体に浸透、確認しプログラムの実施を行う。

### ◆本年度の計画

1. 例会会場に「ロータリーの綱領、職業宣言文、四つのテスト」を掲示する。
2. 例会で毎回「四つのテスト」を唱和する。
3. 月1回例会にて「ロータリーの綱領」を唱和する。
4. 職業奉仕月間(10月)に職業奉仕についてディスカッションをする。
5. 2月に職場訪問を行う。
6. 15周年記念事業の提案と実施への協力。

## 社会奉仕 委員会

委員長：松下和裕

副委員長：国師博久

委員：平田宗興・南 幸弘

### ◆基本方針

15周年事業の中で、今までの流れを引き継ぎ、当クラブらしい地域への奉仕を実施したい。

RCCへの支援等を中心に新しいものも模索する年として行く。

### ◆本年度の計画

1. 15周年事業の中で、一つの事業を実施する。
2. RCCへの支援
3. 児童養護施設「愛の聖母園」に対する支援を継続。
4. 第14回鹿兒島湾往復遠泳クリーンアップ大作戦へボランティアとして参加。
5. 15周年記念事業の提案と実施への協力。



## 新世代奉仕 委員会

委員長：濱田一郎

副委員長：松田圭治郎

委員：本木順也

### ◆基本方針

1. 新たに独立した委員会の初年度の事業として、新世代へ引き継がれていくものから始めたい。
2. 技術的な継承が、社会の文明をめざましい速度で発展させ、そして、現在多くの問題を抱えながら、社会の発展は続いていきます。
3. 新世代の成長のために必要なことは何なのかを考え、今後の事業展開の礎を築く年度としたい。

### ◆本年度の計画

1. 新世代奉仕委員会の係わるロータリー事業の研究  
ローターアクト、ライラ、インターアクト、青少年交換留学生
2. 2730 地区で目指している目標についての情報収集  
高校生以下の世代を対象にした活動の方向性
3. 15 周年記念事業の提案と実施への協力

## 国際奉仕 委員会

委員長：岩田政大

副委員長：梅木安子

委員：日高恒彦・井岡松司・百崎隆子

### ◆基本方針

五大奉仕の一つである 国際奉仕の基本理念に沿った活動を研究し、国際理解、親善、平和の推進に寄与する。

### ◆本年度の計画

1. 友好クラブ、タイ国ケンクーンRCとの交流と支援を検討する。
2. W C S (世界社会奉仕)の研究と協力。
3. G S E プログラムへの協力。
4. 国際的会合の情報の提供。
5. ロータリー財団、米山記念奨学金との連携と協力。
6. 世界理解月間の例会プログラムの実施(2月)
7. 15 周年記念事業の提案と実施への協力

## ロータリー財団委員会

委員長：松田 泉

副委員長：田中応征

### ◆基本方針

ロータリー財団の存在意義の重要性を会員に知ってもらうよう努めます。

### ◆本年度の計画

1. 基本方針のもと、ガバナー要請額の年次寄付を行う。  
(レートの良い時期に即送金する)
2. 例年通り 1 名のベネファクター(恒例により今年度会長予定)を達成する。
3. 全ての寄付が無駄にならずまた効率の良いように、仕組みやルールに精通し、レートに気を配る。
4. マルチプル・ポール・ハリス・フェローの会員の他の人を 1 名ポール・ハリス・フェローに指名できる制度を利用する。(家族など)
5. 15 周年記念事業の提案と実施への協力

## 米山記念奨学会 委員会

委員長：森 妙子

副委員長：平田 雅士

### ◆基本方針

1. 米山記念奨学会の目的、奨学金制度の特徴(カウンセラー制度)を理解する。
2. 米山記念奨学生のカウンセラーを積極的に引き受ける。
3. 米山記念奨学会寄付に積極的に取り組む

### ◆本年度の計画

1. 地区目標 1 人 10,000 円を達成出来るように会員の理解を深める。
2. 創立 15 周年には特別寄付をする。
3. 15 周年記念事業の提案と実施への協力

# 会 計

会 計：赤塚晴彦

## ◆基本方針

クラブ内全ての資金を適正かつ正確に管理保管し、出納事務については的確な精査を行い、クラブ予算の適正執行、効率的効果的運用を致します。また収支決算・貸借対照表の作成に当たっては会長、幹事を補佐し、公正妥当と認められる会計処理をします。

## ◆本年度の計画

1. 理事会へ適宜会計報告を行う。
2. 経理処理事務の効率化を行う。
3. 1月に上半期の決算を行う。
4. 理事会の承認無しに予算の超過執行は認めない。
5. 全ての業務取引は、支払い伺い書にて幹事の承認を得た上でなければ承認しない。
6. ロータリー財団、米山奨学会、ニコニコBOX、ゴメンナサイBOXへの寄付金については領収書の発行を行い、帳簿への記載を行う。
7. 各種イベント等の参加による参加料、登録料、支払い調書等は必ず担当者に清算書の作成を行わせ、精査し、幹事への報告、承認を受ける。
8. 会費の4半期毎徴収制度を研究する(会費の負担感を押さえ、以て会員増を図る)。

# S . A . A

S A A：柳橋國博

副S A A：森迫直子・松藤いずみ

## ◆基本方針

ロータリーの基本である例会をスムーズに進行できるよう、各委員会の協力を得ながら、理事会の方針の下、明るく楽しい例会を目指す。

## ◆本年度の活動目標

1. 例会は、定刻開始、定刻終了を原則として運営する。
2. ゲスト及びビジターの出席を歓迎し、気配りをしっかり行う。
3. 各委員会と連携を図り、創意工夫して有意義な例会運営を心がける。

2011～2012年度  
年間例会予定計画表

例会	月間	月	日	曜	例会プログラム	備考
667回		7	7	木	会長幹事就任挨拶	前年度連続出席者表彰
668回		7	14	木	クラブ協議会1 委員会別 年間活動計画	理事会 13:30～
669回		7	21	木	クラブ協議会2 決算及び予算の承認	
670回		7	28	木	クラブ協議会3 G公式訪問前 G補佐訪問例会	
670回	会員増強拡大	8	4	木	夜間例会(親睦委員会担当)	夜 18:30～21:00
670回		8	11	木	会員卓話1(15分×2名) テーマ「職業を通して」	理事会 13:30～
670回		8	18	木	長峯 基ガバナー公式訪問例会(クラブフォーラム)	12:30～15:00
670回		8	25	木	外部卓話1(九州電力) ゲストデー(増強委担当)	
671回	新世代	9	1	木	会員卓話2(15分×2名) テーマ「私のロータリー感」	指名委員会通告
672回		9	8	木	米山記念奨学生卓話(10分) GSE報告(15分)	理事会 13:30～
673回		9	15	木	新世代委員会担当例会	
674回		9	22	木	休会1	城西創立記念 20日
675回	職業奉仕米山	10	6	木		
676回		10	13	木	会員卓話3(15分×2名) テーマ「私の失敗談」	理事会 13:30～
677回		10	20	木	職業奉仕委員会担当	
678回		10	25	火	城西RC合同例会(27日を振替)	夜 18:30～21:00
678回	R財団	11	3	木	祝日につき休会	
679回		11	10	木	会員卓話4(15分×2名) テーマ「職業を通して」	理事会 13:30～
680回		11	17	木	R財団委員会担当	
681回	家族	12	24	木	外部卓話3(自動車産業) ゲストデー(増強担当)	
682回		12	1	木	年次総会(次年度理事役員の選出)	
683回		12	8	木	会員卓話5(15分×2名) テーマ「私のロータリー感」	理事会 13:30～
684回		12	15	木		
			19	月	家族例会(親睦+クラブ奉仕委員会担当) 22日を振替	夜 18:30～21:00
			29	木	休会2	

例会	月間	月	日	曜	例会プログラム	備考
684回		1	6	金	新春市内分区合同例会 (5日を振替)	サンロイヤルホテル
685回		1	12	木	クラブ協議会4 (上期報告・下期計画)	理事会 13:30～
686回		1	19	木	クラブ協議会5 (上期報告・下期計画)	
687回		1	26	木	会員選考・研修委員会担当	
688回	世界理解	2	2	木	職場訪問例会(職業奉仕委員会担当)	例会場変更
689回		2	9	木	会員卓話6(15分×2名) テーマ「私の失敗談」	理事会 13:30～
690回		2	16	木	国際奉仕委員会担当	
691回		2	23	木	外部卓話4(ロータリー関連)	地区大会25日・26日
692回	識字率向上	3	1	木	休会3	
693回		3	8	木	地区大会報告	理事会 13:30～
694回		3	13	火	西・城西・サトウクラブ 合同例会 (15日を振替)	夜 18:30～21:00
695回		3	22	木	会員卓話7(15分×2名) テーマ「職業を通して」	
696回	Rの雑誌	4	29	木	外部卓話5(健康)	
697回		4	5	木		
698回		4	12	木	会員卓話8(15分×2名) テーマ「私のロータリー感」	理事会 13:30～
699回		4	19	木	会報・広報委員会担当	例会場変更
			26	木	創立記念例会	夜 18:30～21:00
			3	木	祝日につき休会	
			10	木	休会4	国際大会6日～9日
700回		5	17	木	世界大会参加報告	理事会 13:30～
701回		5	24	木	会員卓話9(15分×2名) テーマ「私の失敗談」	
702回		5	31	木	外部卓話6	
703回		5	7	木		
704回	親睦活動	6	14	木	クラブ協議会6 年間活動報告	理事会 13:30～
705回		6	21	木	クラブ協議会7 年間活動報告	
706回		6	28	木	夜間例会(親睦+クラブ奉仕委員会担当)	夜 18:30～21:00

鹿児島SWRC年間スケジュール(上期)

2011年 7月		8月		9月		10月		11月		12月	
日		会員増強・拡大月間		新世代のための月間		職業奉仕月間		R財団月間		家族月間	
1	金	月		木	例会9(指名委員会通告)	土		火		木	例会20/年次総会
2	土	火		金		日		水	R大学2(R財団)	金	
3	日	水		土		月		木	(文化の日)	土	
4	月	木	夜間例会5(親睦担当)	日		火		金		日	
5	火	金	会長幹事会-1	月		水		土		月	
6	水	土		火	R大学1(新世代奉仕)	木	例会13	日		火	
7	木	日	例会1(会長幹事就任挨拶)	水		金		月		水	
8	金	月		木	例会10/理事会	土		火		木	例会21/理事会
9	土	火		金		日		水		金	会長幹事会-3
10	日	水		土		月	(体育の日)	木	例会17/理事会	土	
11	月	木	例会6/理事会	日		火		金		日	
12	火	金		月		水		土		月	
13	水	土		火		木	例会14/理事会	日		火	
14	木	日	例会2(年間活動方針)/理	水		金	会長幹事会-2	月		水	
15	金	月		木	例会11	土		火		木	例会22
16	土	火	地区新世代委員会セミナー	金		日		水		金	
17	日	水		土		月		木	例会18	土	
18	月	木	例会7(G公式訪問 フォラム)	日		火		金		日	
19	火	金		月	(敬老の日)	水		土		月	夜間例会23(家族)
20	水	土		火	城西RC25周年記念例会	木	例会15	日		火	
21	木	日	例会3(決算・予算承認)	水		金		月		水	
22	金	月		木	休会1	土		火		木	19日に振替
23	土	火		金	(秋分の日)	日		水	(勤労感謝の日)	金	(天皇誕生日)
24	日	水		土		月		木	例会19(ゲストデー)	土	
25	月	木	例会8(ゲストデー)	日		火	夜間例会16(城西RC合同)	金		日	
26	火	金		月		水		土		月	
27	水	土		火		木		日		火	
28	木	日	例会4(G補佐訪問クラブ協議)	水		金	25日に振替	月		水	
29	金	月		木	例会12	土		火		木	休会2
30	土	火		金		日		水		金	
31	日	水	財団/増強セミナー			月				土	
クラブ協議会14・21・28日 委員長会議-1		クラブフォーラム 18日		R大学-1(新世代奉仕) 指名委員会		宮崎東交流会(15周年)		R大学-2(R財団)		年次総会 1日	

鹿児島SWRC年間スケジュール(下期)

	2012年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
日	R理解推進月間	世界理解月間	識字率向上月間	職業奉仕月間		R親睦活動月間
1	日	水	木 休会3	日	火	金
2	月	木 例会28(職場訪問)	金	月	水	土
3	火	金	土	火	木 (憲法記念日)	日
4	水	土	日	水	金 (みどりの日)	月
5	木 6日に振替	日	月	木 例会36	土 (こどもの日)	火
6	金 例会24(新春合同例会)	月	火	金	日 RI国際大会(6日~9日)	水
7	土	火	水	土	月	木 例会43
8	日	水	木 例会32/理事会	日	火	金 会長幹事会-6
9	月 (成人の日)	木 例会29/理事会	金	月	水	土
10	火	金 会長幹事会-4	土	火 R大学4(国際大会)	木 休会4	日
11	水	土 (建国記念の日)	日 3ヶ月合同コンパ	水	金	月
12	木 例会25/理事会	日	月	木 例会37/理事会	土	火
13	金	月	火 例会33(3ヶ月合同)	金 会長幹事会-5	日	水
14	土	火	水	土	月	木 例会44(年間活動報告)理
15	日	水	木 13日へ振替	日	火	金
16	月	木 例会30	金	月	水	土
17	火	金	土	火	木 例会40(国際大会報告)理	日
18	水	土	日	水	金	月
19	木 例会26	日	月	木 例会38	土	火
20	金	月	火 (春分の日)	金	日	水
21	土	火	水	土	月	木 例会45(年間活動報告)
22	日	水	木 例会34	日	火	金
23	月	木 例会31	金	月	水	土
24	火 委員長会議/R大学3	金	土	火	木 例会41	日
25	水	土 地区大会(都城)	日	水	金	月
26	木 例会27	日 地区大会(都城)	月	木 夜間例会39(設立記念)	土	火
27	金	月	火	金	日	水
28	土	火	水	土	月	木 夜間例会46
29	日	水	木 例会35	日 (昭和の日)	火	金
30	月		金	月 (振替休日)	水	土
31	火		土		木 例会42	
	R大学-3(国際奉仕) 委員長会議-2			R大学-4(国際大会)	リハビリ-LC交流会 ケン-RC交流会 2012-2013地区協議会	親睦旅行 ケン協議会 14・21日

2011～2012年度 予算書

上期 49名 下期 50名  
(単位：円)

<収入の部>

費 目	予算額	内 訳
前年度繰越金	697,880	
小 計	697,880	
年会費	9,900,000	上期 100,000×49名、下期 100,000×50名
入会金	30,000	30,000×1名
R財団寄付金(入会時)	900	10\$×1名 (1\$=90円)
ビジター会食費	30,000	2,000円×15名
雑収入	20,000	備品(バッジ他)販売等
小 計	9,980,900	
15周年記念事業(特別会計より)	1,800,000	
合 計	12,478,780	

<支出の部>

費 目	予算額	内 訳	
事務局関係	通信費	200,000	電話代・切手代・インターネット接続料・FAX送信料
	消耗品費	160,000	コピーカウント代、コピー用紙、プリンターインク代、事務用品、名刺台紙
	借室料	252,000	事務局部屋代 21,000×12ヶ月
	事務機リース料	93,240	コピーFAX機リース料 7,770×12ヶ月
	備品費	100,000	看板、例会用品、会員バッジ、PC関係
	支払い手数料	30,000	振り込み料、残高証明書
	人件費 給与	1,030,000	
	交通費	105,840	通勤費 8,820×12ヶ月
	福利厚生費	24,160	労働保険(雇用・労災)
	小 計	1,995,240	
R関係	人頭分担金	227,000	上期25.5\$×49名 下期25.5\$×50名 (レト1\$=90円)
	入会者比例人頭分担金	2,295	入会者分担金 25.5\$÷6ヶ月×会員になってからの月数
	規定審議会追加年会費	4,410	上期1\$×49名
	ロータリーの友購読料	124,740	上期 1,260×49名 下期 1,260×50名
	The Rotarian誌購読料	2,160	12\$×1部×2回
	小 計	360,605	
地区関係	地区活動資金	267,300	上期 2,700×49名 下期 2,700×50名
	ガバナー会運営協力金	9,900	上期 100×49名 下期 100×50名
	ロータリー文庫運営協力金	14,850	上期 150×49名 下期 150×50名
	青少年交換資金	42,000	上期 500×49名 下期 350×50名
	世界社会奉仕資金(WCS)	19,800	上期 200×49名 下期 200×50名
	研究グループ交換資金(GSE)	52,000	上期 500×49名 下期 550×50名
	青少年活動資金(ライラ)	44,500	上期 500×49名 下期 400×50名
	ローターアクト活動資金	34,600	上期 400×49名 下期 300×50名
	インターアクト活動資金	19,800	上期 200×49名 下期 200×50名
	ガバナー事務所費	118,800	上期 1,200×49名 下期 1,200×50名
	ガバナー・エレクト事務所費	59,300	上期 700×49名 下期 500×50名
	ガバナー月信購読料	89,100	上期 900×49名 下期 900×50名
	地区大会分担金	250,000	下期のみ 5,000×50名
	青少年交換維持協力金	4,900	上期のみ 100×49名
	米山梅吉記念館運営協力金	4,900	上期のみ 100×49名
	地区ホームページ運営費	19,800	上期 200×49名 下期 200×50名
平和奨学生支援金	750	下期のみ 15×50名	

費 目		予算額	内 訳
地区関係	規定審議会分担金	0	
	IMへの分担金	50,000	IM登録 1,000×50名
	新世代のためのロータリー会議分担金	50,000	1,000×50名
	ライラへの分担金	50,000	1,000×50名
	小 計	1,202,300	
会員関係	地区会合登録料	750,000	地区大会8,000×48名、地区協議会8,000×15名、地区委員長会議登録 市内会長幹事会6,000×7、P E T S 30,000、他RC周年行事登録料
	会議費	35,000	ガバナー公式訪問会議室料
	会食費	3,521,600	1,680×40名×22回、1,480×40名×12回(100万円食事)、1480×40名×9回(米山ランチ) (夜間例会2回・創立記念・家族会) 5,000×40名×4回
	慶弔費	200,000	慶弔関係
	図書研修費	300,000	市内RC名簿、ガバナー公式訪問写真、アッセンブリー
	交通費	60,000	地区会合交通費補助
		小 計	4,866,600
委員会関係	クラブ奉仕委員会		
	会員増強維持・分類委員会	60,000	入会式、ゲスト経費、資料等、委員会費他
	出席委員会	60,000	前年度連続出席者表彰、委員会費他
	プログラム委員会	70,000	卓話者謝礼、委員会費他
		520,000	親睦旅行、家族会、会員誕生日、同好会支援、合同例会、委員会その他
	会報・広報委員会	180,000	週報用台紙、ロータリー雑誌購入代、HP更新料、写真現像代、委員会費他
	会員選考・研修委員会	50,000	ロータリー大学打合せ・資料・会場費・委員会費他
	職業奉仕委員会	40,000	職場訪問、職場表彰、四つのテスト・職業宣言等賞状、委員会費他
	社会奉仕委員会	300,000	愛の聖母園、災害義援金、R C C 支援、合同寄付、委員会費他
	新世代奉仕委員会	30,000	新世代奉仕事業研究費他
	国際奉仕委員会	100,000	友好クラブ交流と支援、G S E プログラム、委員会費他
	ロータリー財団委員会	550,000	年次寄付 \$ 100×50名、ベネファクター200円×40名×12回、委員会費他
	米山記念奨学会委員会	230,000	普通寄付 上期1,500×49、下期1,500×50、米山ランチ200円×40名×9回、 委員会費他
	S . A . A	20,000	他クラブS . A . A 研修他
	小 計	2,210,000	
15周年関係	クラブ奉仕委員会	250,000	創立記念例会及び会員向け15周年記念事業等
	職業奉仕委員会	200,000	職業奉仕関係記念事業費
	社会奉仕委員会	200,000	社会奉仕関係記念事業費
	国際奉仕委員会	650,000	国際大会登録、交通費補助、接伴費等
	事務局関連	300,000	パソコン及び周辺機器整備
	その他	200,000	
	小 計	1,800,000	
	予備費	44,035	
	支出合計	12,478,780	



2010～2011年度

## 年間活動報告

### クラブ奉仕 委員会

委員長：小山田吉治

委員：重久哲也・松藤いずみ・永田優治・夏迫文男・森迫直子・松田泉

#### ◆本年度活動実績

①クラブ奉仕委員会に所属する会員を対象にした委員会の開催

9月14日 「駅亭 さつま」にて 出席者数 20名

クラブ細則の解説・例会についての意見交換・各委員長報告

②クラブ奉仕委員会所属の6委員長会議の開催

11月 1日 「さつま黒潮亭」にて 出席者数 6名

家族会・新入会員歓迎会の開催計画及び出席率・クラブ活性化について

#### ◆感想・反省

上期・下期に分けて、年2回ずつの会議を計画していましたが、全体で行う委員長会議と内容が重複するため、下期は開催しませんでした。

事業計画段階で、重複するような事業が無いように、注意する必要が有ります。クラブ奉仕委員会の事業別に委員会が組織されている為、委員会の事業目的などが明確で、担当の委員会のみで、事業遂行は出来るほど活性化していると思います。

#### ◆次年度への申し送り事項

クラブ奉仕委員会の主役は会員であるという意識を忘れず、委員会同士の理解と協力出来る体制づくりに努めて下さい。

### 会員増強維持・分類 委員会

委員長：重久哲也

副委員長：梅木安子

委員：福石堅郎・高良次男・押井啓一

#### ◆本年度活動実績

2010年7月25日 地区会員増強セミナー(アーバンポートホテル鹿児島)に梅木副委員長と出席。

2010年8月5日 会員増強・拡大月間にて例会担当

2010年11月29日、2011年4月11日 鹿児島市内分区会員増強プロジェクト委員会(山下歯科健康塾にて)に佐藤幹事と出席

新会員入会者5名(諫山忠明君、吉田豊君、小川ちえみ君、平田雅士君、下瀬宣幸君)

退会者6名・・・早川孝一君、石塚義一君、本多正明君、諫山忠明君

福迫久美子君、吉田豊君

◆感想・反省

会員増強プロジェクト委員会は、他のクラブの色々な事情がわかり良かった。

◆次年度への申し送り事項

地区会員増強セミナーと鹿児島市内分区会員増強プロジェクト委員会への出席をお願いします。

## 出席 委員会

委員長：松藤いずみ

副委員長：本木順也

委員：松田圭治郎・大徳 修

◆本年度活動実績

- ・本年度の出席率は目標86%に対し、86.52% (5/26まで)でした。
- ・メイクアップの案内をして、出席率の向上に努めました。
- ・100%出席例会が3回ありました。(9/30、10/7、11/11)
- ・現在までの100%例会出席者は、25名です。

◆感想・反省

・長期欠席者へのコンタクト不足で思うように出席率の向上を図れませんでした。会長、幹事、各委員長さんとも連携を取り、もっと積極的に努力すべきであったと、反省しています。

◆次年度への申し送り事項

・欠席の多い会員の方に細やかな気配りで、さりげないアプローチを心がけ、例会への出席意欲を高めていただく努力をしていただきたいと思います。

## プログラム 委員会

委員長：永田優治

副委員長：池田耕夫

### ◆本年度活動実績

外部卓話 予算80,000円 予定 8人 実績6人

高岡修氏(詩)、堂園晴彦先生(終末医療)、成見和総氏(環境教育)、  
是枝真純氏(犯罪被害者支援)、中尾成昭氏(まからず屋)、  
小牟田久美子施設長(愛の聖母園)

会員卓話 予定なし 実績10回、14人

永田優治、高岡茂、南幸弘、新入/諫山/野元博志、歯科・西孝一担当、  
新入/小川ちえみ/平田雅士、法律・本木順也、税務・小林千鶴、建築・下前建二/芸術・重久哲也、  
ピアノ・松田圭治郎/教育・赤塚晴彦、

ゲスト卓話 予算20,000円 予定 4人 実績 3人

三木靖先生、坂本紘先生(獣医)、古木圭介社長(肥薩おれんじ鉄道)

### ◆感想・反省

1. 会員の卓話希望者を募集したが、積極的な申し出は無かった。
2. 新入会員の卓話は全員できるように計画はしたが、一部欠席になった会員があった。
3. 外部卓話については、アンケートを実施し、出来るだけ会員の要望にこたえた。

ゲストを含め外部9回、会員卓話10回(14人)となり、バランスの取れたプログラムが組めたと思います。委員が2名だったので委員会を開くまでもなかった事と、ライラや新春例会予行練習等あり、予算は若干消化不足になった。

### ◆次年度への申し送り事項

会員の卓話希望者を募集しても、積極的な申し出はないが、職業奉仕の観点から相互理解と親睦に寄与し、魅力あるクラブ運営に寄与する為には今年度から軌道に乗せた職業分類表の順番に沿って会員卓話を進めることが有用な方法であることがはっきりした。次年度も引き続き継続したらよいと思う。

## 2010～2011年度 例会プログラム

月日	回	場所	プログラム
7月1日	621	東急イン	前田会長・佐藤幹事挨拶
7月8日	622	東急イン	クラブ協議会（年間活動方針発表）
7月15日	623	東急イン	クラブ協議会（決算・予算説明）
7月22日	624	東急イン	ゲスト卓話 鹿児島城西RC 三木靖名誉会員
7月29日	625	東急イン	会員卓話 永田優治君「ヨーロッパ旅行中の出来事」
8月5日	626	東急イン	増強・分類委員会担当 重久委員長
8月19日	627	東急イン	クラブフォーラム（ライラについて）
8月26日	628	東急イン	会員卓話 高岡 茂君
9月2日	629	東急イン	社会奉仕・新世代奉仕委員会担当 国師委員長
9月9日	630	東急イン	外部卓話 詩人 高岡修様
9月16日	631	東急イン	会員卓話 南幸弘君
9月30日	632	東急イン	ゲスト卓話 鹿児島県獣医師会会長 坂本紘様（鹿児島北RC）
10月7日	633	東急イン	職業奉仕委員会担当 田中委員長
10月14日	634	東急イン	地区大会報告
10月21日	635	東急イン	米山記念奨学会委員会担当 石塚委員長
10月28日	636	東急イン	ガバナー公式訪問前のクラブ協議会 ガバナー補佐訪問
11月4日	637	東急イン	ロータリー財団委員会担当 森委員長
11月11日	638	東急イン	伊藤学而ガバナー公式訪問例会
11月18日	639	東急イン	鹿児島城西RCとの合同例会18：30～
11月25日	640	東急イン	外部卓話 堂園メディカルハウス 院長 堂園春彦様
12月2日	641	東急イン	年次総会
12月9日	642	東急イン	家族会 18：30～
12月16日	643	東急イン	クラブ協議会（新春合同例会）
1月7日	644	ザロイヤル	鹿児島市内RC新春合同例会
1月13日	645	東急イン	会員選考・研修委員会担当
1月20日	646	東急イン	上期報告・下期計画
1月27日	647	東急イン	外部卓話 鹿児島国際大学非常勤講師 成見和總様
2月3日	648	東急イン	国際奉仕委員会担当 卓話 山川照倫さん
2月10日	649	東急イン	外部卓話 かごしま犯罪被害者支援センター 事務局長 是枝眞純様
2月17日	650	東急イン	新会員卓話 諫山忠明君 会員卓話 野元博志君
2月24日	651	東急イン	会員卓話 西孝一君（歯科・薬剤師担当）
3月3日	652	東急イン	新会員卓話 小川ちえみ君・平田雅士君
3月10日	653	東急イン	外部卓話（株）まからずや 社長 中尾成昭様
3月17日	654	東急イン	会員卓話 本木順也君（法律担当）
3月24日	655	東急イン	鹿児島西RC・鹿児島城西RCとの合同例会18：30～
4月7日	656	東急イン	会報・広報委員会担当
4月14日	657	東急イン	外部卓話 愛の聖母園 施設長 小牟田久美子様
4月21日	658	東急イン	会員卓話 小林千鶴君（税務担当）
4月28日	659	東急イン	会員卓話 下前建二君（建築設計担当）・重久哲也君（芸術担当）
5月12日	660	東急イン	地区協議会報告
5月19日	661	東急イン	会員卓話 松田圭治郎君（専門サービス）・赤塚晴彦君（専門学校）
5月26日	662	東急イン	ゲスト卓話 肥薩おれんじ鉄道 社長 古木圭介様（西RC）
6月2日	663	県議会庁舎	職場訪問例会（県議会）
6月16日	664	東急イン	クラブ協議会（年間活動報告）
6月23日	665	東急イン	クラブ協議会（年間活動報告）・ガバナー補佐訪問
6月30日	666	東急イン	会長・幹事任期を終えて 18：30～

## フェローシップ 委員会

委員長：夏迫文男

副委員長：井川良仁

委員：森山隆治・下前建二・柳橋國博・百崎隆子・小川ちえみ・平田雅士・下瀬宣幸

### ◆本年度活動実績

- 8月28日 ボウリング大会 20名参加
- 9月27日 GSEチームメンバー歓迎会 64名参加
- 10月9日 宮崎東RCとの交流会 20名参加
- 11月18日 城西RC合同例会にて懇親会を担当 50名参加
- 12月9日 家族会 77名参加
- 3月24日 3クラブ合同例会にて懇親会を担当
- 6月11日・12日 親睦旅行 28名参加
- その他 サザンバンド・テニス同好会・朝風呂会・ゴルフ同好会への支援

### ◆感想・反省

感想:本年度は、東日本大震災の影響で10クラブ合同ゴルフコンペと花見を中止しました。本来は年間を通して大変忙しい委員会であります。

GSE歓迎会の際、松田泉さんと梅木安子さんに琴と三味線と日本舞踊を披露してもらい、大変反響を呼びました。また、家族会もたくさんのご家族に参加していただき有難うございました。

親睦旅行は28名の参加で大変盛り上がる親睦ができればと思います。

反省:すべての活動をもう少し変わった方法でできなかったか、思いが少し足りなかったと反省しております。親睦旅行の計画は、最後まで反省のしきりでした。参加していただく皆さんに申し訳ない気持ちでいっぱいです。

また、野球チケットやスーパーボックスを手配していただきました大徳さんに感謝しております。有難うございました。

### ◆次年度への申し送り事項

年間を通した事業が多いですので、少し減らせないものでしょうか？

サザンバンド・テニス同好会・朝風呂会・ゴルフも大切な親睦活動の一つでありますので、それぞれ親睦委員会から活動費を計上できればより一層参加者も増えるのではないのでしょうか？

## 会報・広報 委員会

委員長：森迫直子

副委員長：藤崎克己

委員：前田由紀子

### ◆本年度活動実績

- ・「ロータリーの友」が月初めに配布された際に、主だった記事を紹介し購読の義務を理解していただいた。
- ・クラブHPの「クラブの沿革」の部分を作成し、例会で会員の皆さんに周知していただき、当クラブHPをより充実したものとした。
- ・週報に昨年度からの「ペンリレー」を続行掲載し、また会員が参加している同好会の活動を掲載し会員相互の理解を深めクラブの活性化に努めた。
- ・ロータリーの広報活動の一環として「ロータリーの友」の配布箇所を増やした。

#### ◆感想・反省

- ・HPを充実させたいという大きな目標がありましたが、委員の皆さんの力添えで達成できました。
- ・「ペンリレー」では会員の皆さんにご負担をかけましたが、各会員のお人柄がうかがえ良かったと思います。
- ・外へ対する広報活動として、メディアやガバナー月信への投稿ができなかったことが悔やまれます。

#### ◆次年度への申し送り事項

- ・次年度は15周年ということでいろいろなイベントがあるかと思しますので、是非外へ対する広報活動を活発に進めていただきたいと思います。

## 会員選考・研修委員会

委員長：松田 泉

副委員長：久保山芳昭

委員：南 幸弘

(会員選考)

#### ◆本年度の計画

- (1) 会員に推薦された総ての候補者を個人的な面から検討して、その人格、職業上及び社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、委員会の決定を理事会に報告する。
- (2) 本クラブに会員候補者と同業あるいはそれに類する会員が在籍する場合、まず意向を聞き、それを優先とする。
- (3) 毎週の例会に出席可能であることを確認する。

#### ◆活動実績

- (1) 情報が殆んど無く、早急に承認することが多かったので、推薦の会員を信用することや、ロータリー歴のあることなどを判断材料として承認した。
- (2) 類似性があると感じられた職業の既存会員には、先ず、入会に異存がないかを尋ねて確認した。
- (3) 推薦会員に毎週の例会に原則として出席が可能なことを確認したが、結果的にあまり出席できなかった会員もいて残念である。

#### ◆感想・反省

殆んど承認するということを前提とした立場を取った。真の意味での選考は難しいと感じた。

#### ◆次年度への申し送り事項

可能なら承認前に多くの情報を集めることができれば良いと思う。

職業が似ている分類の会員には、入会に異議がないかと例会に出席可能かどうかの確認をすることは重要だと思う。

(研修)

#### ◆本年度の計画

- (1) ロータリー大学を年6回開催し、うち2回を新会員を対象としたものとする。(8、10、12、2、4、6月原則第3火曜日午後7～9時とするが、他の行事日程を考慮し変更することもある)

(2)インターネット上、その他のロータリー情報をなるべく早く会員に知らせる。

#### ◆活動実績

(1)ロータリー大学は予定通り6回開催した。

新会員を対象としたものは1回となった。

第93回8月10日 21名出席 <講師>福田正臣会員(西RC)

「ロータリー今昔」

②第94回10月10日 17名出席

「新会員から言いたいこと、サザンウインドはどうあるべきか」

③第95回12月21日 24名出席 <ゲスト>小川ちえみさん

「サザンウインドの上期の活動と自分との関わり」

④第96回2月8日 21名出席 <講師>海江田順三郎会員(中央RC)

<ゲスト>西村抄織さん 「サザンウインド創立時の話」

⑤第97回4月12日 17名出席 <講師>西村抄織さん

「現状を踏まえ今後我々はどう生きるべきか」

⑥第98回6月7日 26名出席

「1年間を振り返りサザンウインドへの思い」

「大震災後の東北へボランティアとして参加して」

<講師>肥後良二さん <ゲスト>松田 錦さん

(2)このことは、あまりできなかった。

(3)その他

\*4名の新会員にそれぞれ会員としての基本のオリエンテーションを例会後に行った。

\*6回のロータリー大学の7名の皆勤会員のうち、6名に参加賞を贈呈した。

(1名は研修委員長本人のため参加賞はなし)

#### ◆感想・反省

ロータリー大学は何でも意見が言え、ロータリーその他の知識を深めながら親睦を深められるような雰囲気作りにした。また、新会員の歓迎会も可能な限り兼ねて行った。出欠が空白の会員と遅刻の会員には連絡を取り、出欠の確認及び出席を忘れていないかを確認した。比較的多くの会員に参加して頂き感謝している。例会とは異なる気安い雰囲気の居酒屋での開催は良かったと思っている。

ロータリーの情報や知識をもっと会員に知らしめる必要があったが、あまりできなくて反省している。

#### ◆次年度への申し送り事項

\*会の開催に対し、出欠の未記載の会員及び開始後に連絡なく来ない会員に連絡をすることは、甘いかもしれないが、出席者の増加と無駄を少なくすることになると思う。

\*今年度できなかったが、知った方が良いロータリーの情報をもっと会員に提供することが、研修委員会としての責任だと思う。

\*新会員へのオリエンテーションをもっと回数を増せば充実し、退会の防止にもなるかと思う。

## 職業奉仕 委員会

委員長：田中 応征

副委員長：庄司 教克

委員：川原 篤雄・小林 千鶴

### ◆本年度活動実績

- ・例会会場に「ロータリーの綱領・職業宣言文・四つのテスト」を掲示した。
- ・毎回の例会で「四つのテスト」を唱和した。
- ・月一回の例会で「ロータリーの綱領」を唱和した。
- ・9/12…みそめ館での「2010-2011 年度 RI2730 地区 職業奉仕委員長研修会」に参加した。
- ・10/7…職業奉仕月間の例会で職業奉仕について卓話を行った。
- ・11/30…県民交流センターで川原委員が「おまかせ4つのテスト」と題し講演を行った。
- ・2月よりプログラム委員会の協力を得て職業分類別の会員卓話を行った。
- ・4月に「会員とその事業所の現況アンケート」を実施した。
- ・6/2…職場訪問(鹿児島県議会)を実施した。
- ・会長賞「職業奉仕 2010-2011 チャレンジリスト」に参加した。(25点)

### ◆感想・反省

- ・前年度からの申し送り事項であった、「職業奉仕についてディスカッションする機会を設ける」が実施出来なかった。
- ・職場訪問に代わる活動を提案／実施出来なかった。
- ・「職業奉仕 2010-2011 チャレンジリスト」で実施出来なかった項目があった。

### ◆次年度への申し送り事項

- ・職業奉仕についてディスカッションする場を、今以上に設けたらいかがでしょうか。
- ・「会員とその事業所の現況アンケート」を継続して実施し、データベース化して頂きたいと思います。
- ・「ク アンケート」を基に、会員や事業所を称え、表彰して行ったらどうでしょうか。



## 社会奉仕・新世代奉仕委員会

委員長：国師博久

副委員長：横山武博

委員：福迫久美子・平田宗興・岩田政大・西孝一

### ◆本年度活動実績

- ・H22年7/18(日)第13回鹿児島湾往復遠泳クリーンアップ大作戦清掃ボランティアに参加。
- ・9/2(木)担当例会。RCC山本会長卓話。支援金授与。
- ・H23年2月書き損じハガキキャンペーンへ協力
- ・2/6(日)新世代のためのロータリー会議(黎明館)へ出席
- ・4/9(土)10(日)ライラ主催。(県立青少年研修センター)
- ・4/14(木)例会にて児童養護施設「愛の聖母園」施設長 小牟田久美子様卓話。支援金授与。
- ・毎月第3週土曜日 RCC例会出席。

### ◆感想・反省

1. ライラを主催できて色々な問題点がありましたが、私達にとっても良い研修になりました。
2. 今年度はライラに時間を取られて、RCCの例会出席を他の委員会にもお願いする事や、他の社会奉仕に関する事が出来ませんでした。  
次年度は、市内10クラブ合同で社会奉仕事業をすることになりそうです。

### ◆次年度への申し送り事項

#### \*社会奉仕委員会

- ・5/23(月)山下ガバナー補佐宅で鹿児島市内分区合同奉仕プロジェクト会議が行われて、次年度市内10クラブ合同で社会奉仕事業を行いたいという話がありました。
- ・RCCの例会への出席を他の委員会にもお願いしてほしいと思います。

#### \*新世代委員会

今年度ライラをやりましたので、次年度は主催の企画はないと思いますので、特別申し送り事項はありません。

## 国際奉仕 委員会

委員長：井岡松司

副委員長：右田省二

委員：赤塚晴彦・松下和裕

### ◆本年度活動実績

#### ① G S E プログラムへの協力

第 1820 地区ドイツ・フランクフルトからの G S E メンバー歓迎会を

9 月 27 日鹿児島東急インにて当クラブが担当して開催しました。

司会進行：井岡松司(鹿 S W R C) 通訳：松尾志保(RCC サザンフレンズ)

琴演奏 松田泉(鹿 S W R C) 山本美穂(RCC サザンフレンズ)

日本舞踊 勝目えつこ 仲間の皆さん

三味線 梅木安子(鹿 S W R C) 仲間の皆さん

#### ② 友好クラブ タイ国・ケンクーン R C との交流と支援に関する検討

双方のクラブ同意のもと友好盟約の継続を平成 23 年 4 月 21 日に

e-mail にて完了しております。

#### ③ 世界理解月間(2 月)の例会プログラム実施

山川照倫さん(RCC サザンフレンズ)の卓話

#### ④ 国際的な会合や教育及び文化交流活動の情報収集と提供

5 月 14 日 RCC サザンフレンズの主催で仙巖園に留学生を招待、に参加

5 月 27 日第 2730 地区 G S E 派遣メンバー福山礼子さんをお見送り

### ◆感想・反省

世界社会奉仕(WC S)プログラムの研究

前年度ケンクーン R C への訪問目的に WC S を活用出来なかった経験から

このプログラムの研究をしたかったが出来ませんでした。

### ◆次年度への申し送り事項

世界社会奉仕(WC S)プログラムの研究

2012 年国際大会 タイ Bangkok 5 月 6 ～ 9 日(本会議)に参加と

ケンクーン R C と交流会の開催

## ロータリー財団 委員会

委員長：森妙子

副委員長：野元博志

委員：日高恒彦

### ◆本年度活動実績

- ・10月8日指導者養成セミナーに参加
- ・11月のロータリー財団月間には野元副委員長とプログラムを担当。
- ・年次寄付1人\$100達成(会員数48名 \$4,800送金済み)  
ベネファクター1名(前田正幸)、P.H.F2名(日高恒彦・藤崎克己)  
M.P.H.F1名(永田優治)達成。M.P.H.Fの指名により、家族3名を  
P.H.Fに指名。(川原千代子、西和子、百崎文弘)  
ポリオプラス1人3,000円はクラブ予算より拠出達成。

### ◆感想・反省

会員の皆様の気持ちよい寄付に感謝しています。  
社会奉仕委員会と協力して、D.D.F(地区補助金)の使い方を考えなかった事を反省しています。

### ◆次年度への申し送り事項

D.D.F(地区補助金)の有効利用を考え、プログラムを盛り上げて下さい。

## 米山記念奨学会 委員会

委員長：濱田一郎

副委員長：高岡 茂

### ◆本年度活動実績

- (1)地区目標を達成できるよう会員の理解を求める。  
地区目標の金額には、遠い寄付実績となってしまいました。
- (2)米山月間で例会プログラムを担当する  
10月21日 例会で米山奨学会について学ぶプログラムを実施しました。

### ◆感想・反省

積極的に寄付を行っていただいた方がおられたにもかかわらず、地区目標に届かない寄付金額となってしまいました。米山奨学会について関心を持ってもらえるような活動、情報の提供を10月の担当例会以外で行っていなかったことがこのような結果を招いてしまったと思います。

### ◆次年度への申し送り事項

後半の活動をほとんど行わないままになってしまいました。  
終了間際になって思うのは、米山奨学会の寄付は、どのくらいの頻度でより多くのメンバーに意識してもらえるかどうかで大きく変わるのではないかと思います。年間の目標金額を設定して寄付を集めることが短期的には重要だと思いますが、次年度委員会には、常に米山奨学会を意識してもらえるような活動を行っていただいて、ついつい米山奨学会へ寄付をしたくなるような環境づくりをお願いしたいと思います。

## 会計

会計：高良次男

### ◆本年度活動実績

- (1) 理事会へ報告をした。
- (2) 事務の効率化を行う為、定例会毎にチェック、検印した。
- (3) 12月に上半期の決算をおこなったが、事業が後期に多くある為、参考にならなかった。
- (4) 理事会の承認を受けて予算の補正を行った。
- (5) 全ての業務取引は、支払い伺い書にて幹事の承認を得た上で承認した。
- (6) 全ての寄付金に領収書の発行を行い、帳簿への記載をした。
- (7) 各種イベント等の参加による参加料、登録料、支払い調書等は必ず担当者に清算書の提出をして、幹事の承認後、承認した。

### ◆次年度への申し送り事項

内容が理解出来始めたら1年が終わりかけていました。チェック書類を適宜に、行う事がベストな事と思います。

## S. A. A

S.A.A：川原篤雄

副S.A.A：森山隆治、柳橋國博

### ◆本年度活動実績

活動目標(1)～(4)に努力したが、(4)の私語の慎みと、携帯の使用禁止は、実施出来ず残念であった。

### ◆感想・反省

全員に発言(テーマ、コメント等)させる努力をし、参画意識は高められたと思います。一年間会員の協力に感謝しております。

2010～2011年度 決算書

単位：円

<収入の部>

費 目	予算額	補正額	決算額	増減
前年度繰越金	896,155		896,155	
小 計	896,155		896,155	
年会費	9,700,000		9,782,000	△ 82,000
入会金	30,000		90,000	△ 60,000
ロータリー財団寄付金（入会時）	950		3,800	△ 2,850
ビジター会食費	30,000		30,000	0
雑収入	20,000		31,065	△ 11,065
小 計	9,780,950		9,936,865	△ 155,915
合 計	10,677,105		10,833,020	△ 155,915

<支出の部>

費 目	予算額	補正額	決算額	増減	
事務局関係	通信費	200,000		153,723	46,277
	消耗品費	160,000		97,308	62,692
	借室料	252,000		252,000	0
	事務機リース料	93,240		93,240	0
	備品費	100,000		61,380	38,620
	支払い手数料	30,000		17,880	12,120
	人件費 給与	1,030,000		1,023,816	6,184
	交通費	105,840		105,204	636
	福利厚生費	24,160		19,253	4,907
	小 計	1,995,240		1,823,804	171,436
R 関係	人頭分担金	230,375		211,200	19,175
	入会者比例人頭分担金	2,500		1,073	1,427
	規定審議会追加年会費	4,560		4,416	144
	ロータリーの友購読料	122,220	1,470	123,690	0
	The Rotarian誌購読料	2,280		2,112	168
	小 計	361,935		342,491	19,444
地区関係	地区活動資金	261,900		259,200	2,700
	ガバナー会運営協力金	9,700		9,600	100
	ロータリー文庫運営協力金	14,550		14,400	150
	青少年交換資金	41,150		40,800	350
	世界社会奉仕資金(WC S)	19,400		19,200	200
	研究グループ交換資金(G S E)	50,950		50,400	550
	青少年活動資金(ライラ)	43,600		43,200	400
	ロータリーアウト活動資金	33,900		33,600	300
	インターアウト活動資金	19,400		19,200	200
	ガバナー事務所費	116,400		115,200	1,200
	ガバナー・エレクト事務所費	58,100		57,600	500
	ガバナー月信購読料	87,300		86,400	900
	地区大会分担金	240,000		240,000	0
	青少年交換維持協力金	4,800		4,800	0
	米山梅吉記念館運営協力金	4,800		4,800	0
	地区ホームページ運営費	19,400		19,200	200

費 目		予算額	補正額	決算額	増減
地区関係	平和奨学生支援金	735		720	15
	規定審議会分担金	0		0	0
	IMへの分担金	98,000		48,000	50,000
	新世代のためのロータリー会議分担金	49,000		48,000	1,000
	ライラへの分担金	49,000		48,000	1,000
	小 計	1,222,085		1,162,320	59,765
会員関係	地区会合登録料	900,000		653,973	246,027
	会議費	300,000		198,995	101,005
	会食費	2,990,400		2,815,846	174,554
	慶弔費	200,000		128,765	71,235
	図書研修費	340,000		323,683	16,317
	交通費	60,000		44,800	15,200
	小 計	4,790,400		4,166,062	624,338
委員会関係	クラブ奉仕委員会				
	会員増強維持・分類委員会	10,000		4,690	5,310
	出席委員会	50,000		44,000	6,000
	プログラム委員会	100,000		65,000	35,000
	フェロシップ委員会	550,000	16,902	566,902	0
	会報・広報委員会	160,000		95,698	64,302
	会員選考・研修委員会	50,000	4,360	54,360	0
	職業奉仕委員会	30,000		4,725	25,275
	社会奉仕・新世代奉仕委員会	300,000		290,280	9,720
	国際奉仕委員会	120,000		63,230	56,770
	ロータリー財団委員会	243,000		224,200	18,800
	米山記念奨学会委員会	217,500		207,200	10,300
					0
S. A. A	10,000		2,800	7,200	
小 計	1,840,500		1,623,085	217,415	
予備費	466,945		0	466,945	
支出合計	10,677,105		9,117,762		

今年度収支差額

**10,833,020 - 9,117,762 = 1,715,258**  
(今年度収入) (今年度支出) (小口現金30,000含む)

# 財 産 目 録

平成23年 6月30日現在

(単位：円)

資 産 の 部		(備品)	
科 目	金 額		
現金	30,000	クラブバナー	47本
普通預金(相信武町1098613)	1,685,258	会員バッジ	1個
積立金	9,296,751	パソコン一式	1
		デジタルカメラ	1
		カラープリンター	1
		プロジェクター	1
普通預金	6,292,925		
(相信1110192 R財団)	446,896		
(相信1134883 米山奨学会)	1,023,418		
(相信1111122 15周年事業積立)	1,482,622		
(相信1172150 ニコニコ)	3,339,989		
定期預金	3,003,826		
(相信0654763 卍ンカイト基金)	3,003,826		
合 計	11,012,009		

ロータリー財団 収支内訳		米山奨学会 収支内訳	
前年度繰越残高	561,032	前年度繰越残高	795,524
2010~2011年度R財団寄付収入(45人)	350,000	2010~2011年度米山寄付収入(48人)	262,500
受取利息収入	90,000	受取利息収入	194
	240	米山より米山奨学生へ奨学金(6~7月分)	280,000
		米山ランチ1年分	65,200
2010~2011年度 R財団支出(年次寄付送金)	384,000		
		2010~2011年度 米山寄付支出	140,000
2010~2011年度ロータリー財団残高	446,896	米山奨学生へ奨学金(6月分)	140,000
		クラブ創立寄付	100,000
		2010~2011年度米山奨学会残高	1,023,418

ニコニコ 収支内訳	
前年度繰越残高	3,342,255
2010~2011年度ニコニコ収入(45人)	406,000
受取利息収入	734
2010~2011年度ニコニコ支出	371,000
(東日本大震災へ50万・会員より129,000)	
預り金(6/30分)	38,000
2010~2011年度ニコニコ残高	3,339,989

# 会計監査報告書

2010～2011年


(平成22～23年)

自 2010年7月1日

至 2011年6月30日

2011年(平成23年)7月14日 関係帳簿等につき監査の結果、正確、適正に処理されている事を認めましたことをご報告致します。

2011年7月14日

監査 押井啓一 

(単位：円)

余剰金の処分について	
今年度収支差額	1,715,258
①15周年事業積立へ	317,378
②20周年事業積立へ	700,000
次年度繰越金	697,880



# 鹿児島サザンウインドロータリークラブ定款

## 第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

- 1.理事会:本クラブの理事会
- 2.細則:本クラブの細則
- 3.理事:本クラブの理事会メンバー
- 4.会員:名誉会員以外の本クラブ会員
- 5.RI:国際ロータリー
- 6.年度:7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 名称

本会の名称は、鹿児島サザンウインドロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

## 第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は次の通りとする。

鹿児島市

## 第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

## 第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文

化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

5. 奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力要請活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む支援プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

## 第6条 会合

### 第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

### 第2節 年次総会

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

## 第7条 会員身分

**第1節 全般的資格条件** 本クラブは、善良な成人であって、職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

**第2節 種類** 本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

**第3節 正会員** RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

**第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン** (a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に越えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、転入先のクラブか、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。

(b) 現会員または元会員。本クラブはほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

**第5節-二重会員。**同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

#### **第6節-名誉会員。**

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

**第7節-公職に就いている人。**一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

**第8節-RIの職員。**本クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

### **第8条 職業分類**

#### **第1節-一般規定。**

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

**第2節-制限。**5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くなならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に越えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、あるいはRI理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

### **第9条 出席**

**第1節-一般規定。**各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を

提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後 14 日間。例会の定例の時の前 14 日または後 14 日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。または、
  - (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
  - (3) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI 理事会または RI 理事会を代行する RI 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
  - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
  - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
  - (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
  - (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均 30 分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。
- 会員が 14 日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。
- (b) 例会時において。例会のときに、
- (1) 本節 (a) 項の (3) に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
  - (2) RI の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
  - (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
  - (4) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
  - (5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
  - (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

**第 2 節-転勤による長期の欠席。**会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

**第 3 節-出席規定の免除。**次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 ヶ月間までとする。
- (b) 年齢が 65 歳以上の会員で、かつ、一つまたは複数のロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

**第 4 節-RI 役員欠席** 会員が現役の RI 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

**第 5 節-出席の記録** 本条 3 節 (b) または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

## 第10条 理事および役員

**第1節-管理主体。**本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節-権限。**理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

**第3節-理事会による最終決定。**クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

**第4節-役員。**クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、直前会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくてもよい。

### 第5節-役員選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

(c) 資格条件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

## 第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会前の2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

## 第12条 会員身分の存続

**第1節-期間。**会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

### 第2節-自動的終結。

(a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、

(1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(b) 再入会。会員の会員身分が本節 (a) 項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。

(c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

### 第3節-終結-会費不払。

(a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。理事会はその嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

### 第4節-終結-欠席。

(a) 出席率。会員は、

(1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達していなければならない。

(2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席しなければならない。(R I理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある。

(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

### 第5節-他の原因による終結。

(a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。

(b) 通知。本節 (a) 項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラ

ブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を越えない場合はこの限りではない。

#### **第 6 節—会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。**

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第 16 条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第 16 条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節 (a) 項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

**第 7 節—理事会による最終決定。** もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

**第 8 節—退会。** いかなる会員も、クラブからの退会の申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

**第 9 節—資産関与権の喪失。** いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

#### **第 10 節—一時保留。**

本定義のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) 立証された場合、これらの告発が、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

## 第13条 地域社会、国家、および国際問題

**第1節-適切な主題。**地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

**第2節-支持の禁止。**本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

**第3節-政治的主題の禁止。**

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

**第4節-ロータリーの発祥を記念して。**ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## 第14条 ロータリーの雑誌

**第1節-購読義務** RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

**第2節-購読料** 購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## 第15条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## 第16条 仲裁および調停

**第1節-意見の相反。**理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起これ、このような場合のために規定されている手続によってはどうにも解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

**第2節-調停または仲裁の期限。**調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

**第3節-調停。**このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはRI理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針



文書によって勤められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみを指定されることができ、クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代表人に要請することができる。

(a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を一部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

**第4節-仲裁。**仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみを指定することができる。

**第5節-仲裁人または裁定人の決定。**もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

## 第17条 細則

本クラブはRIの定款・細則、RIによってRIの管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

## 第18条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

## 第19条 改正

**第1節-改正の方法。**本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

**第2節-第2条と第3条の改正。**定款の第2条(名称)および第3条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提出することができる。

※2010年4月の規定審議会での改正をもとに変更した定款を掲載

# 鹿児島サザンウインドロータリー・クラブ細則

## 第1条 定義

- 1.理事会：本クラブの理事会
- 2.理事：本クラブの理事会メンバー
- 3.会員：名誉会員以外の本クラブ会員
- 4.R I：国際ロータリー
- 5.年度：7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員 13 名により成る理事会とする。すなわち本細則第 3 条第 1 節に基づいて選挙された 7 名の理事と、会長、会長エレクト(兼副会長)、幹事、会計(兼副幹事)、会場監督、および直前会長の 6 名の役員である。

## 第3条 理事および役員選挙

**第1節** 年次総会の 3 カ月前の例会において、会長は指名委員会の開催を通告する。指名委員会は次々年度会長候補者を指名して、理事会にて承認を得た後に例会において、その氏名を発表しなければならない。年次総会の 1 カ月前の例会において、会長は、会長エレクトに対して、次年度副会長(次々年度会長候補者が兼ねる)、幹事、会計(兼副幹事)、会場監督および 7 名の理事候補者の指名を要請する。会長エレクトは、候補者を指名して、理事会の承認を受け、年次総会 1 週間前の例会において、その氏名を発表しなければならない。

会長エレクトより指名をうけた候補者は、年次総会において投票に付せられ投票の過半数を獲得した候補者を当選者とする。

前記の投票によって選挙された次々年度会長候補者は、会長ノミニーとなり、その選挙の後の次の 7 月 1 日に始まる年度に、会長エレクト(兼副会長)として理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の 7 月 1 日に、会長に就任する。

**第2節** 第1節理事会またはその他の役職に生じた欠員は、理事会で補填し、例会で発表する。

**第3節** 役員エレクトまたは理事エレクトに生じた欠員は、他の役員エレクトおよび理事エレクトの決定により補填し、理事会で承認のうえ、例会で発表する。

## 第4条 役員職務

**第1節** 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。

**第2節** 直前会長

理事会のメンバーとしての任務、および会長か理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

**第3節** 会長エレクト

理事会のメンバーとしての任務、および会長または理事会によって定められる任務を行う。

#### 第4節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行う。会長エレクトが兼任する。

#### 第5節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行う。

#### 第6節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他の理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行う。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。副幹事を兼任する。

#### 第7節 会場監督

通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行う。

### 第5条 会合

#### 第1節 年次総会

毎年12月に開催する。この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

#### 第2節 例会

毎週木曜日 12:30 に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの暇疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

#### 第3節 理事会

定例理事会は毎月1回理事会の決定日に開催される。臨時理事会は会長がその必要がありと認めるとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって招集される。但しその場合然るべく予告が行わなければならない。また緊急の場合は書面による持廻り会議とすることができる。

#### 第4節 定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とし、理事メンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第6条 入会金および会費

第1節 入会金は30,000円とし、入会承認に先んじ納入しなければならない。

第2節 会費は年額200,000円とし、各半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月および1月に分けて納入しなければならない。

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

## 第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

## 第9条 委員会

### 第1節 常任委員会

(a) クラブ委員会は、クラブの年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長、会長エレクト、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置する。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕・新世代奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b) 会長は、理事会の承認の下にクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕・新世代奉仕、および国際奉仕委員会について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置する。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕・新世代奉仕、および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および委員をもって構成する。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員になり、委員会に付随するあらゆる特典をもつ。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務と、会長または理事会が付託する事項を処理しなければならない。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

(g) 会長はその他必要に応じて理事会の承認を得て特別委員会を設けることが出来る。

## 第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員長はクラブ奉仕の諸活動全般に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。
- (b) クラブ奉仕委員会はクラブ奉仕委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中に特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。
- 会員増強維持・分類委員会
  - 出席委員会
  - プログラム委員会
  - 親睦委員会
  - 会報・広報委員会
  - 会員選考・研修委員会
- (d) 会長はクラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。
- (e) 会員増強維持・分類委員会および会員選考・研修委員会は、各々3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする。1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。
- (f) 会報・広報委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

## 第3節 職業奉仕委員会

職業奉仕委員長は職業奉仕の諸活動全般に対して責任をもつ。

## 第4節 社会奉仕・新世代奉仕委員会

社会奉仕・新世代奉仕委員長は、社会奉仕、新世代の諸活動全般に対して責任をもち、かつその各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

## 第5節 国際奉仕委員会

国際奉仕委員長は、国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ。

## 第6節 会長は、理事会の承認を受け、国際奉仕の特定分野について次の委員会を設置する。

国際奉仕委員会  
ロータリー財団委員会  
米山記念奨学会委員会

## 第10条 委員会の任務

第1節 会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なR I資料を参照するものとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された具体

的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

## 第2節 クラブ奉仕委員会

クラブ奉仕に関する事柄についてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施する。

### (a) 会員増強維持・分類委員会

- ①会員の増強と退会防止に関する包括的な計画を立てて、実施する。
- ②毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日までにその地域社会の職業分類調査を行い、その調査に従って、職業分類の原則を適用した充填未充填職業分類表を作成する。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討し、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議する。
- ③絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討して、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するように積極的に努める。

### (b) 出席委員会

- ①地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会を含めたあらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する方法を考案する。特に本クラブへの出席と、本クラブ例会に出席できない場合の他クラブへの出席を促し、全会員に出席規定を周知徹底し、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、さらに出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務める。

### (c) プログラム委員会

例会および臨時の会合のためのプログラムを準備、手配、予告すると共に、これが完全に実施されるまでの責任を負う。

### (d) 親睦委員会

- ①例会における会員間の親睦をはかるための方策を考案しこれを実施する。
- ②ロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を促し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たす。
- ③本クラブのあらゆる会合において、なごやかな雰囲気をつくるための方策を考案し、これを実施する。

### (e) 会報・広報委員会

- ①クラブ週報の定期刊行とクラブのウェブサイトの定期的更新によって、会員の関心を促すと共に、出席の向上を図り、例会のプログラムを予告し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を深め、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努める。
- ②ロータリーの友およびRIや地区から発行される刊行物やウェブサイトに対する関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月これら刊行物やウェブサイトの簡単な紹介を行い、新会員の情報源として刊行物やウェブサイトを利用することを奨め、ロータリーに関心をもつ人や図書館、病院、学校その他の公共施設に雑誌を寄贈し、ニュース資料や写真を投稿し、その他あらゆる方法によって雑誌を有効に利用するように務める。
- ③広く一般世間に、ロータリーの歴史、綱領、規模および活動に関する情報を提供すると共に、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施する。

### (f) 会員選考・研修委員会

- ①会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員に、あらゆるレベ

ルのロータリーの歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

- ②会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的見地からその適格性を徹底的に調査して、その結果を理事会に報告する。

### 第3節 職業奉仕委員会

職業奉仕の理念を伝え、職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

### 第4節 社会奉仕委員会

(a) 社会奉仕に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

(b) R C C (ロータリー地域社会共同隊)の活動を支援し、その例会に少なくとも1名の会員を参加させ、クラブとの調和をはかる

### 第5節 新世代奉仕委員会

(a) 新世代に関する地区および市内分区の行事に協力する。

(b) 新世代を担う、30歳までの青少年のニーズを認識し、彼らの健全な成長を願い協力する。

**第6節 国際奉仕委員会** 国際奉仕に関する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施する。

**第7節 ロータリー財団委員会** 資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施する。

### 第8節 米山記念奨学会委員会

(a) 米山記念奨学会の目的を円滑に遂行するための情報を提供し、方策を考案し、これを実施する。

(b) 米山奨学生を世話する場合、カウンセラーを支援する。

**第9節 CLP委員会** クラブの運営、組織、細則等に関する検討、提案を行う為にCLP委員会を設ける。委員長は会長とし、委員は委員長の指名によるものとする。

**第10節 指名委員会** 次々年度会長の指名を行うことを目的とし、委員は会長、会長エレクト、会長経験者とし、委員長は会長とする。委員会は6名以上の出席にて開催するものとし、出席担当会長経験者は、偶数、奇数年度で交互基本とするが、担当年度でなくても出席できるものとする。また欠席の場合は、他の会長経験者を代理とし選任出来る。幹事は記録のため出席出来るものとする。

## 第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請し、承認されることによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12ヶ月間を超えない期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

## 第12条 財務

**第1節 資金の預託** 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預託しなければならない。

### 第2節 会計処理

- (a) 入金および出金は幹事および会計が署名した各伝票に基づいて、行わなければならない。
- (b) 本クラブのすべての会計について、毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

**第3節 会計年度** 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日までとし、7月1日より12月31日までの上期、および1月1日より6月30日までの下期に分ける。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われる。

**第4節** 各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

**第5節** 理事および役員は、本クラブの資金の安全管理のために連帯責任として事故があれば補償せねばならない。

## 第13条 会員選挙の方法

**第1節** 本クラブの会員または会員増強維持・分類委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、所定の会員推薦申込書によって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出される。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は元クラブによって推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

**第2節** 理事会は会員選考・研修委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地および、人格、職業上および社会的見地からその適格性を調査させ、これを理事会に報告させる。

**第3節** 理事会は、会員選考・研修委員会の勧告を審査して、推薦状の提出後30日以内に、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知する。



**第4節** 理事会がこれを承認した場合は、候補者に入会の意思を確認し、入会申込書の提出を求め、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについての承諾を求める。

**第5節** 候補者が承諾した場合、本人の氏名、職業分類その他必要事項が記載された告知書が、本クラブ会員に通知される。

**第6節** 告知書が発送されて7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、理事会は、推薦者と会員選考・研修委員会に、会員候補者に対するロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務についての説明をさせる。この説明の後、会員候補者(名誉会員以外)は、所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は次回の理事会においてこれを審議し、当該会員候補者について採決を行う。この理事会の採決において、出席理事会メンバーの会員の賛成が得られた場合は、会員候補者(名誉会員以外)は所定の入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

**第7節** このような選挙後に、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。会員選考・研修委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

**第8節** クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

## 第14条 決 議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第15条 議事の順序

開会点鐘  
来訪ロータリアンの紹介  
会長の時間  
幹事報告  
委員会報告  
ニコニコ箱などの報告

審議未終了議事  
新規議事  
卓話またはその他のプログラム  
閉会点鐘

## 第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に適切な形で通知されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

## 第17条 発効

この細則は平成23年7月1日から発効する。

## 鹿児島サザンウインドロータリークラブ慶弔規定

- 第1条 この規定は、鹿児島サザンウインドロータリー・クラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。
- 第2条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1か月以内に、当該会員・家族または、その事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届け出のあったものに限り適用する。
- 第3条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長または副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。  
但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行して差し支えない。
- 第4条 会員が叙勲、褒賞（県民表彰、南日本文化賞授章）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事（直系卑属の誕生等）があった場合は、クラブから¥5,000相当のお祝をする。
- 第5条 会員が、療養1か月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥5,000相当のお見舞いをする。
- 第6条 会員の住所又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。前項の裁量はクラブ会長が行う。
- 第7条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔やみをする。
- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 1. 会 員    | ¥10,000 と ¥15,000 相当のお花 |
| 2. 配偶者    | 〃                       |
| 3. 父母又は子女 | 〃                       |
- 前 1.2 項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表すものとする。また会員が死亡した場合は、新聞により広告する。
- 第8条 当クラブと特に縁故が密接な者又その家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。
- 第9条 本規定に定めない事項については、会長の裁量により決定する。
- 第10条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。
- 第11条 本規定は、随時会長が理事会に諮り、改正することができる。
- 第12条 本規定は、平成13年7月1日より実施する。

## 鹿児島サザンウインドロータリークラブ特別会計運用規定

- 第1条 特別会計は「サザンウインド基金」、「ニコニコボックス寄付金」とし、その管理運用は理事会にて行う。
- 第2条 特別会計は本会の活動の為の資金とする。
- 第3条 「ニコニコボックス寄付金」はニコニコボックス、及びゴメンナサイボックスに寄せられた寄付金であり、クラブの奉仕活動のために使用するものとする。
- 第4条 「サザンウインド基金」の運用については別途定める。
- 第5条 本規定の改廃は理事会の決議による。

### 附則（施行期日）

本規定は、平成20年7月1日より実施する。

## 鹿児島サザンウインド基金運用規定

- 1、鹿児島サザンウインドロータリークラブ(以下当クラブという)は、設立10周年記念事業として、現行各種積立金を吟味・整理し、将来にわたり諸奉仕活動が組織的、系統的、計画的、継続的になされるよう「サザンウインド基金」を創設した。(2006年)
- 2、原資：社会奉仕積立金約30万円、クラブ奉仕積立金約141万円、青少年交換積立金約100万円 計約271万円。10周年記念事業より不足分を拠出し、総額300万円を以って初年度「サザンウインド基金」とする。

### (目的)

- 第1条 本基金は、当クラブ定款に定める綱領に合致する当クラブの活動及び個人の諸奉仕活動への支援を目的とする。
- 2 本基金の活用により、当クラブ、支援団体及び個人の諸奉仕活動の活性化を図る。

### (基金活用対象事業の分野)

- 第2条 対象事業分野は次の通りとし、活用限度は理事会が決定する金額とする。
- ①地域社会において豊かな人間社会の構築と生活の向上改善に関するもの
  - ②新世代の健全育成、生涯学習に関するもの
  - ③国際奉仕に関するもの
  - ④地球環境問題に関するもの
- 2 営利、宣伝、政治、宗教活動等を目的とする団体・個人は対象外とする。

### (基金活用の選考・決定・改定)

- 第3条 基金は当クラブの会長が管理する。
- 2 基金の活用対象事業の選考、決定、改定については理事会の承認を得なければならない。

### (報告、その他)

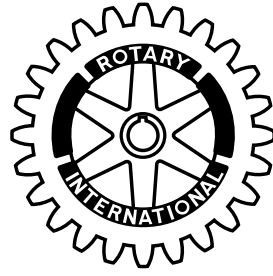
- 第4条 他の団体及び個人の支援のために本基金を使用した場合、その団体・個人から1年間の事業報告を求められることができる。
- 2 必要ある場合は、支援した団体・個人を例会に招聘し事業報告を求められることができる。
  - 3 基金運用規定に定めのない事項は理事会にて決定する。

### (基金の受入れ)

- 第5条 本基金への寄付等の受入れは理事会の承認を得る。

- 第6条 本規定の変更は理事会の決議による。

- 附則 本規定は平成22年7月1日より施行する。



# 職 業 分 類 表

(充填・未充填一覧表)

鹿児島サザンウインドロータリークラブ



# 充填及び未充填職業分類表

## (A)宗教・外交・報道

関連分類	充填	未充填	勤務先
<b>1 宗教</b>			
仏教			
神道			
キリスト教			
<b>2 外交</b>			
領事			
海外出先機関			
<b>3 マスメディア(報道)</b>			
新聞			
放送			
刊行誌			

## (B)サービス業

<b>4 専門サービス業(医科)</b>			
放射線科			
心臓内科	高岡 茂		(医)聖心会 高岡病院
外科・整形外科	日高 恒彦		(医)日章会 南鹿児島さくら病院
外科・整形外科	平田 宗興		(医)緑地会 谷山緑地病院
消化器科			
内科	南 幸弘		(医)圭裕会 南記念クリニック
心療内科			
<b>5 専門サービス業(歯科)</b>			
歯科	西 孝一		西歯科医院
矯正歯科			
小児歯科			
歯科技工			
<b>6 専門サービス業(薬剤師)</b>			
開局薬剤師			
病院薬剤師	松田 泉		(医)松田矯正歯科
<b>7 専門サービス業(獣医)</b>			
獣医	池田 耕夫		池田動物病院
<b>8 専門サービス業(法律)</b>			
弁護士	本木 順也		法律事務所 薩摩
司法書士	高良 次男		司法書士高良次男事務所
司法書士	森迫 直子		森迫直子司法書士事務所
行政書士	永田 優治		永田行政書士・土地家屋調査士事務所
社会保険労務士			
土地家屋調査士			
不動産鑑定士			
<b>9 専門サービス業(税務)</b>			
税理士	右田 省二		右田税理士事務所
経営コンサルタント	押井 啓一		(税)おさい会計事務所
公認会計士	小林 千鶴		学校法人 赤塚学園
<b>10 専門サービス業(設計)</b>			
建築設計	下前 建二		(有)アイデア設計
建築構造設計			
建築計画コンサルタント			
建築デザイン			
造園設計			
その他設計			
<b>11 専門サービス業(芸術)</b>			
画家	重久 哲也		水彩・染織作家
デザイン・イラスト			
音楽家			
陶芸			
書家・その他芸術			
<b>12 専門サービス業(その他)</b>			
ピアノ調律師	松田 圭治郎		(有)音楽工房ハートアート
<b>13 公共サービス業</b>			
郵便			



	経済団体			
	同業組合			
	研究所			
13 情報サービス業				
	ニュース供給			
	広告			
	コンピューターサービス			
	電気通信コンサルタント			
14 福祉サービス業				
	福祉サービス	野元 博志		いちごいち笑~のもと~
	介護サービス	松下 和裕		まつしたケアサービス
	医療サービス			
15 教育業				
	専門学校	赤塚 晴彦		学校法人 赤塚学園
	教育図書			
	外国語学校			
	ビジネス学校			
	デザイン・その他各種学校			
	学習塾			
	パソコンスクール			
16 ホテル・旅館業				
	ホテル・旅館業			
17 公衆衛生業・冠婚葬祭				
	クリーニング・リネンサプライ			
	理容・美容			
	浴場・温泉			
	冠婚・葬祭			
18 リース業				
	事務機・車・その他			
19 通信・公共通信				
	通信・公共通信			
20 自動車整備・修理業・駐車場				
	自動車整備・修理業			
	駐車場			
21 その他事業サービス業				
	写真・複写			
	建物サービス・ビルメンテナンス			
	ゴルフ場			
	警備保障			
	健康・スポーツ教室			
	文化・芸術・趣味・教養教室	前田 由紀子		振り付け家
	ペットショップ	松藤 いずみ		ペットハウス ふあんふあん
22 廃棄物処理業				
23 映画業				
24 娯楽業				
	スポーツ			
	遊技場			

(C)金融・保険業

25 金融機関				
	銀行			
	信用金庫			
26 証券取引業				
	証券業	下瀬 宣幸		東海東京証券(株)
27 保険業				
	生命保険			
	団体保険			
	損害保険	庄司 教克		(有)庄司保険事務所
	損害保険	楠美 信泰		(株)損害保険ジャパン
	総合保険			
	ファイナンシャルプランナー	井岡 松司		(株)キーストーンジャパン

(D)電気・ガス供給業

28 電気・ガス供給業				
	電気供給業			
	ガス供給業			

## (E)建設業

29 総合建設業・木造建築・鉄骨建設等				
	総合建設業	吉時 真也		(株)南洲建設
	木造建築業			
	鉄骨工事業			
30 職別工事業				
	土木・建築			
	防水工事業	柳橋 國博		南日本化成(株)
	内装業	小川ちえみ		(有)九装
	外装			
	防腐防蟻	平田 雅士		(有)日東防疫
	タイル工事業	森山 隆治		(株)森山タイル
31 塗装工事業				
	塗装	夏迫 文男		(株)夏迫塗装工業
32 設備工事業				
	電気工事	久保山 芳昭		久保山電設
	電気工事	大徳 修		(株)大徳電設
	冷暖房設備			
	管工事	佐藤 俊一		(有)鹿工設備
33 土木業				
34 造園業				
	造園業	梅木 安子		(株)梅木緑光園

## (F)不動産業

35 不動産賃貸・斡旋・仲介・管理				
	不動産賃貸仲介	横山 武博		(株)中山地所
	管理業			
	不動産賃貸業・地主・家主	国師 博久		(株)国師ビル
36 土地建物売買・斡旋・仲介				
	売買			
	斡旋・仲介			

## (G)運輸業

37 陸運業				
	バス・トラック			
	タクシー・個人タクシー			
	貨物運送・引越し			
	宅配便・代行業			
38 海運業				
	旅客船・フェリー			
	貨物運輸・港湾運送			
39 航空業				
40 倉庫業				
41 運輸付帯サービス業				
	旅行代理店			

## (H)卸・小売業

42 百貨店・スーパーマーケット				
	スーパーマーケット	井川 良仁		(株)まるいストア
	百貨店			
43 貿易				
	貿易			
44 商事				
	総合商社			
	商事会社			
45 繊維品・衣服・身のまわり品				
	繊維品・寝具			
	呉服・紬			
	洋服			
	靴・履物			
	傘・かばん・帽子・洋品・小間物			
46 飲食料品				
	各種食料品			
	食肉			
	生鮮魚介類・海産物・乾物			
	野菜・果物			
	菓子・パン・製菓原料			

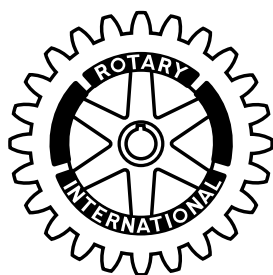
	米穀類			
	飲料水・乳製品・お茶 酒類	川原 篤雄		ワールドサンフーズ(株)
	その他飲料食品			
47 医薬品・化粧品・化学製品・介護用品				
	医薬品	百崎 隆子		(株)健康堂薬品
	化粧品・日用雑貨			
	塗料・染料・工業薬品			
	介護用品			
48 石油・石炭・燃料・鉱物				
	石油・石炭・プロパンガス・燃料			
	鉱物・金属材料			
49 輸送用機械器具				
	自動車全般	福石 堅郎		鹿児島トヨペット(株)
	自転車(二輪自動車含む)			
	中古車販売			
	自動車整備修理業			
50 機械器具				
	一般機械器具			
	建設機械器具			
	精密機械器具			
	電気機械器具	小山田 吉治		安田電機(株)
	医療機材・理美容設備機器			
	歯科材料	濱田 一郎		ハマダ歯科商店
	通信機器・パソコン			
51 建築材料				
	材木・建材			
	セメント・ガラス・タイル			
	建築金物・建築材料			
52 家具・建具・什器				
	家具・建具・什器・畳			
	金物・荒物・陶磁器・その他			
53 文房具・紙製品・書籍・出版物				
	事務機・OA			
	文房具・紙製品			
	学校教材・書籍	田中 応征		(株)ブックス太洋
54 その他 卸・小売業				
	骨董品・絵画・陶磁器	森 妙子		(有)ビーンズ
	時計・宝石・メガネ・カメラ			
	スポーツ用品			
	楽器・レコード			
	観光土産品・玩具			
	記念品	前田 正幸		(有)ヒロカネ
	漁具・釣具・船用品			
	肥料・飼料・種苗・農畜資材			
	生花・造花・植木			
	再生資源			
	ガラス工芸品			

(I) 製造業

55 食料品製造業				
	畜産食料品			
	水産食料品			
	農産保存食料品			
	調味料			
	精穀・製粉・糖類			
	菓子・パン	岩田 政大		(名)明石屋菓子店
	製麺			
	豆腐・納豆・こんにやく・もやし・油			
	清涼飲料・酒類・製茶・たばこ			
	飼料・肥料			
	その他食料品			
56 繊維工業				
	ねん糸・漁網・染色			
	大島紬・その他繊維			

57 衣類・繊維製品製造業				
	外衣・シャツ・その他衣類			
	テント・シート・寝具・繊維製身の回り品・その他			
58 木材・木製品製造業				
	製材・木材チップ・板			
	木製容器・竹器・漆器・工芸品			
59 家具・装備品製造業				
	家具・建具・仏具・装備品			
60 パルプ・紙・紙加工品製造業				
	パルプ・紙・紙製品・紙加工品			
61 出版・印刷業				
	新聞発行			
	印刷・製版	藤崎 克巳		(株)鹿児島映広
	製本・出版			
	企画・デザイン・印刷			
62 化学工業				
	化学工業製品・医薬品・農薬			
63 窯業・土石製品製造業				
	石材・砕石・墓石			
	ブロック・コンクリート・石綿・セメント			
	陶磁器			
	金属製品・メッキ			
64 機械器具製造業				
	一般機械器具			
	電気機械器具			
	輸送用機械器具			
	精密機械器具			
65 その他製造業				
	その他製造業			
(J) 鉱業				
66 砂石業				
(K) 飲食業				
67 食堂・レストラン・寿司・その他				
	食堂・レストラン			
	寿司			
	中華			
	喫茶・その他			
68 料亭・割烹・小料理・仕出し等				
	料亭・割烹			
	小料理・仕出し			
	居酒屋			
	スナック・クラブ			
(L) 農業				
69 農業				
	農業・農園			
	果樹・果樹園			
	園芸			
(M) 林業				
70 林業				
	林業・植木			
(N) 漁業				
71 漁業				
	漁業			
	栽培漁業			
(O) 畜産業				
72 畜産業				
	畜産業			
	牧場			
	養鶏業			





# 会 員 名 簿

鹿児島サザンウインドロータリークラブ



